

豊臣公儀としての石田・毛利連合政権

白 峰 旬

はじめに

関ヶ原の戦いに至る政治的経過において、慶長 5 年（1600）7 月に石田三成と毛利輝元を中心とした石田・毛利連合政権が成立し、豊臣秀頼を直接推戴して豊臣公儀として政権が形成されたことを拙稿「慶長 5 年 7 月～同年 9 月における石田・毛利連合政権の形成について」⁽¹⁾においてすでに指摘した。

この時期の石田三成、毛利輝元などの動向については、石田・毛利連合政権というとらえ方はしていないものの、すでに布谷陽子「関ヶ原合戦の再検討－慶長五年七月十七日前後－」（この論考は「研究ノート」であるため、以下、布谷ノートと略称する）⁽²⁾、同「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」（この論考は「論文」であるため、以下、布谷論文と略称する）⁽³⁾において検討がされている。布谷氏が指摘した具体的な論点については後述するが、石田・毛利連合政権の当該期（慶長 5 年 7 月～同年 9 月）における具体的な動向を知るためには発給書状の検討が必要不可欠であり、その意味で本稿では、石田・毛利連合政権によって発給された書状を時系列データベース化することにより⁽⁴⁾、そこから読み取ることができる諸点について考察する。

また、阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」⁽⁵⁾は、慶長 5 年の関ヶ原の戦いに至る政治的・軍事的過程における上杉景勝の役割・位置付けについて諸史料を綿密に検討して、新しい見解を提示している。阿部氏が指摘した具体的な論点については後述するが、こうした阿部氏の新見解も踏まえて、豊臣公儀としての石田・毛利連合政権の歴史的意義についても考察したい。

1. 布谷氏が指摘した諸点について

布谷ノートでは、「西軍の組織そのものについても疑問がある。西軍の首謀者は三成とされているが、三成一人で約八万四千もの軍勢を組織し得たのかという疑問である。つまり、西軍編成における上層部の組閣に関する実態解明が必要なのである。」と問題提起したうえで、結論としては「関ヶ原合戦における中心人物は石田三成のみとするのではなく、毛利輝元・宇喜多秀家の二大老、前田玄以・増田長盛・長束正家、そして三成の四奉行が中心となって形成され」と指摘している。そして「輝元対徳川家康という構図もかねてから存在していたものであり」とも指摘している。

反家康の首謀者は石田三成一人ではなく、二大老・四奉行という「より組織的なものであった」という布谷ノートでの指摘は、通説の再検討という意味で重要である。さらに、布谷ノートでは、

二大老・四奉行以外に「小西行長や大谷吉継も拳兵に深く関わっていた」と指摘している。

布谷論文では、①「(慶長5年) 8月2日付真田昌幸宛二大老・四奉行連署状」において、「二大老・四奉行が「各申談」と明言している」ことから「西軍が合議のもとに戦略を練っていた」、②二大老・四奉行の役割分担については、「二大老が発した軍令を受け、四奉行がその詳細を伝達するという形式が見られる」、「諸大名に対する西軍勧誘工作は基本的に奉行衆が行い、五大老家である前田家に対しては同じ立場の二大老が担当していた」、③「8月4日以降、二大老・四奉行連名の書状が発給されなかった」が、「これは西軍の東進部署が決定し、各々その場に陣している武将が対応する形式へ変更されたためである」、④「二大老・四奉行」の書状はどれも西軍の戦略を示した重要な書状であり、やはり西軍指揮は三成一人を大きく取り上げるのではなく、二大老・四奉行を軸として、そこに義弘や行長、大谷吉継といったその他の有力武将が連なり、進行していたと考えるべきである、⑤「総大将輝元が大坂城に控えていたのに対し、総大将ではないものの同じく大老の地位にあった秀家が決戦の場に出陣するという、二大老がそれぞれに分かれる体制で布陣していた。このことこそが西軍にとって非常に意味のあることだった」、⑥これまで島津義弘については「7月19日の伏見城入城拒否を境に西軍に与したといわれてきたが」、「(慶長5年) 7月15日付上杉景勝宛島津義弘書状」の内容をもとに考えると、「義弘が正式拳兵前から西軍に参加していた可能性が高い」、⑦関ヶ原の戦いの敗北後、「西軍の一部がこのように大坂再結集し、籠城することもあり得た」が、毛利輝元が大坂城から退城して、その後、「家康は大坂城に入城したことで輝元に対する態度を一変させ」たため、「家康が大坂城に入城したことは毛利家にとっても、また西軍にとっても完全な敗北を決定付けたのである」、⑧「西軍が二大老・四奉行を中心に組閣していたことは、豊臣政権体制の存続を願うという意味においても肝要なことであった」のであり、「慶長5（「年」脱カ）7月17日からいくつかの部隊に分散しての行軍が開始される8月上旬までこの体制は機能しており、大坂城を中心として数々の軍令が発令されていた」、⑨「8月中旬以降、分散行軍が展開した段階になってこの体制に乱れが生じ、二大老・四奉行連署の書状は発布されなくなり、またこの間に前田玄以の中立や増田長盛の敵方内通などが行われた」⁽⁶⁾、⑩今後の課題として、「石田三成との繋がりから早期から西軍に参画していたとされる小西行長や大谷吉継などについてもどのように二大老・四奉行と連動していたのかという問題については、今後改めて考察していきたい」、という諸点を指摘している。

このように布谷論文では、二大老・四奉行が合議により戦略を立案したこと、二大老・四奉行には役割分担があったこと、軍事指揮は二大老・四奉行を軸としてそこに島津義弘、小西行長、大谷吉継が加わって進行したこと、二大老・四奉行を中心とした組閣は豊臣政権体制の存続という意味で重要であったことなどが指摘されており、上述した布谷ノートでの指摘と同様に石田三成一人を反家康の首謀者と考えるのではなく、二大老・四奉行という組織を反家康の核として見なすべきである、という点において通説とは異なる重要な指摘であると評価できる。

2. 石田・毛利連合政権の成立時期とその後の展開

上述した布谷ノート、布谷論文において指摘された諸点を念頭に置いたうえで、石田・毛利連合政権によって発給された書状などをもとに考察できる点をまとめていきたい。

なお、布谷氏は上述のように、政権の枠組みというとらえ方ではなく、「西軍」としての二大老・四奉行体制というとらえ方をしているが、前掲・拙稿「慶長 5 年 7 月～同年 9 月における石田・毛利連合政権の形成について」で指摘したように、筆者（白峰）は政権（豊臣公儀）の枠組みというとらえ方をしており、この中で主導的役割を果たしたのは、二大老の中では毛利輝元であり、四奉行の中では石田三成であることは明らかであるので、本稿では、当該期の政権の枠組みについて石田・毛利連合政権というとらえ方をして論を進めていきたい。

まず、発給書状をもとに石田・毛利連合政権の成立時期とその後の展開を考察するため、以下では発給書状について時系列に検討していく。

【6月】

DB…6月15日、25日を見るとわかるように、慶長5年6月の段階では、三奉行（増田長盛、長束正家、前田玄以）は上杉討伐の遂行に関する指示を連署して出しており、反家康としての動きは確認できない。同月の段階では、もともと五奉行の一員であった石田三成、浅野長政は政治的に失脚中であったため、結果的に三奉行が豊臣公儀の指示を出す立場にあった。

6月11日の時点で、毛利輝元・宇喜多秀家は在国して⁽⁷⁾、上方にはいない状況であり、中央政局で表立った動きはしていない。

【7月】

7月5日に宇喜多秀家は豊国社へ参詣したので⁽⁸⁾、この時点では上方にいたことがわかる。この秀家の豊国社参詣を「前代未聞の物々しい出陣式を執り行う」ととらえる見解があり⁽⁹⁾、そのように考えると、7月5日の時点で宇喜多秀家は反家康の武力闘争を決断していたことになる。

「〔慶長5年〕7月12日付毛利輝元宛前田玄以・増田長盛・長束正家連署状」(DB…7月12日)では、三奉行が毛利輝元の上坂を要請していることから、三奉行と一大老が結束したという意味で、この時点（7月12日）で石田・毛利連合政権の核になる部分が結成されたと考えてよからう。この連署状の内容から、三奉行が毛利輝元の上坂を要請し、豊臣秀頼の「御意」を得て、三奉行と毛利輝元で「大坂御仕置之儀」を遂行する、という図式（構図）は、石田・毛利連合政権のコア（核）になる部分を如実に物語っている、という点で重要である。

「〔慶長5年〕7月12日付永井直勝宛増田長盛書状（写）」(DB…7月12日)については、これまでの研究史ではよく引用されるが、①原文書がなく写の文書しか伝存しない、②内容的に文章が短すぎる、③反家康として活発に動いていた安国寺恵瓊の動きについて全く触れていない、などの点から偽文書の可能性も視野に入れて検討すべきであると考えられる。よって、この書状（写）をもって、増田長盛が家康方へ内通していたとするのは慎重を期すべきであろう。

毛利輝元の国許出発は7月15日であり（「〔慶長5年〕7月15日付加藤清正宛毛利輝元書状」、(D

B…7月15日)、この日に輝元は加藤清正や島津家(島津忠恒カ)に対して書状を出し(D B…7月15日)、その中で「秀頼様」への「忠節」を遂げるべきことを記しているのです、この時点(7月15日)で三奉行と一大老が秀頼を直接推戴する、という構図が看取できる。

〔(慶長5年)7月15日付上杉景勝宛島津義弘書状〕(D B…7月15日)の内容からは、毛利輝元、宇喜多秀家、三奉行、小西行長、大谷吉継、石田三成が相談して「秀頼様御為」であるので上杉景勝に味方する、としている。それに島津義弘も加わるということなので、7月15日の時点で、二大老・三奉行+小西行長・大谷吉継・石田三成・島津義弘というメンバーが反家康で結束していたことがわかる。ここで注意したいのは、家康による上杉討伐に対抗して、これらのメンバーが上杉景勝に味方する、としている点である。つまり、反家康の軍事闘争は、当初から上方の二大老・三奉行などと東国の上杉景勝との連携が根底にあったことになる。

そして、上述のように7月15日というのは毛利輝元が国許を出船する日であり、同日の時点で、毛利輝元も相談に加わっていた、としているので、輝元は国許を出船する15日より前にすでに反家康の軍事闘争の中核メンバーになることを了承していた、ということになる。つまり、輝元が反家康の中核メンバーになることを決断した時期は7月15日より前だった、ということがわかる。

三奉行が「内府ちかひの条々」を出すのは7月17日であり(D B…7月17日)、通説ではその日が反家康の挙兵宣言をした日とされている。しかし、上述のように、その2日前にすでに、二大老・三奉行+小西行長・大谷吉継・石田三成・島津義弘という反家康の中核メンバーが結束していたことがわかる。このメンバーには石田三成が入っているが、7月17日に「内府ちかひの条々」を出したのは三奉行であって三成は含まれていないので、三奉行に三成を加えて正式に四奉行体制になるのは、三成が失脚から脱して二大老・四奉行で連署状を初めて出した「(慶長5年)8月朔日付木下利房宛長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」、「(慶長5年)8月朔日付蒔田広定宛長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」(D B…8月朔日)からであり、つまり、8月1日からということになる。

ただし、上記の「(慶長5年)7月15日付上杉景勝宛島津義弘書状」では、文末で「詳しくは石田三成より述べる予定である」(「委曲石治可被申候」と記されているので(この上杉景勝宛の石田三成書状は伝存していない)、7月15日の時点では、石田三成は失脚中の状態から脱して公然と反家康の動きをしていることになり、実質的にはこの時点で奉行に復帰していたと見なしてもよいと思われる。

以上の諸点を考慮すると、7月17日に三奉行が「内府ちかひの条々」を出すより前の時期(7月上旬か?)において、反家康の決起メンバーは相互に連絡をとって相談のうえ、周到に決起の準備をして動いていたことがわかる。

公式な動きとしては、上述のように、7月12日の時点で三奉行(長束正家・増田長盛・前田玄以)と一大老(毛利輝元)の結束が確認できるが、水面下では7月15日の時点で石田三成の実質的な奉行への復帰、もう一人の大老(宇喜多秀家)の反家康の動きへの参加が確認でき、それに小西行長・

大谷吉継・島津義弘という有力部将も反家康の動きに参加していたのである。

よって、7月15日の時点で、実質的には石田・毛利連合政権(=二大老・四奉行の体制)は整っていたと見なすことができ、この7月15日が三奉行が「内府ちかひの条々」を出す2日前であることに注意する必要がある。つまり、三奉行が「内府ちかひの条々」を出した時点(7月17日)では、その背後では二大老と石田三成・小西行長・大谷吉継・島津義弘が三奉行と連携していたのである。

【8月】

二大老・四奉行(二大老・四奉行のフルメンバー)による連署状発給が確認できるのは、管見では「(慶長5年)8月朔日付木下利房宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」、「(慶長5年)8月朔日付蒔田広定宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」、「(慶長5年)8月2日付真田昌幸宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」(DB…8月朔日、8月2日)のみである。

また、二大老(二大老のフルメンバー)による連署状発給が確認できるのは、管見では「(慶長5年)7月17日付前田利長宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」、「(慶長5年)8月朔日付島津忠恒宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」、「(慶長5年)8月4日付松井康之宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」、「(慶長5年)8月5日付鍋島勝茂・毛利勝永宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」のみであり(DB…7月17日、8月朔日、8月4日、8月5日)、四奉行(四奉行のフルメンバー)による連署状発給が確認できるのは、管見では「(慶長5年)8月4日付松井康之宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以連署状」のみである(DB…8月4日)。

このように事例数が少ないのは、布谷論文による上述の指摘にあるように、「8月4日以降、二大老・四奉行連名の書状が発給されなかった」が、「これは西軍の東進部署が決定し、各々その場に陣している武将が対応する形式へ変更されたためである」という点や、「8月中旬以降、分散行軍が展開した段階になってこの体制に乱れが生じ、二大老・四奉行連名の書状は発布されなくなり」という点に起因する。なお、布谷論文の指摘では「8月4日以降、二大老・四奉行連名の書状が発給されなかった」とするが、上述のように「(慶長5年)8月5日付鍋島勝茂・毛利勝永宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」が存在するので、「8月4日以降」ではなく、「8月5日以降」と訂正すべきであろう。

DBを見るとわかるように、8月6日以降は「(慶長5年)8月15日付島津忠恒宛毛利輝元書状」のように毛利輝元単独の書状発給(DB…8月15日)、「(慶長5年)8月6日付真田昌幸宛石田三成書状」などのように石田三成単独の書状発給(DB…8月6日、8月7日、8月10日)、「(慶長5年)8月14日付松井康之宛増田長盛書状」などのように増田長盛単独の書状発給(DB…8月14日、8月26日、9月)という形になる。

【9月】

ただし、9月になると「(慶長5年)9月13日付多賀秀種宛増田長盛・毛利輝元連署状」のように一大老・一奉行の連署状が発給されている(DB…9月13日)。この連署状を発給した増田長盛

と毛利輝元は前線へ出陣せずに、この時点でも大坂城に在城していたのでこの2人が連署状を発給したのであろうが、同じく大坂城に在城していたはずの前田玄以は連署していない（ただし、前田玄以は京都所司代でもあった関係上、常時大坂城に在城していなかった可能性は考えられる）。前田玄以が連署状に署名したのは、管見では「(慶長5年) 8月4日付松井康之宛長東正家・石田三成・増田長盛・前田玄以連署状」が終見である。三奉行が「内府ちかひの条々」を出した7月17日以降において、前田玄以単独の大名宛の書状発給は確認できない。この点は「8月中旬以降（中略）二大老・四奉行連署の書状は発布されなくなり、またこの間に前田玄以の中立（中略）などが行われた」（下線引用者）という布谷論文の上述の指摘と関係するのかもしれない。

9月になって、大老と奉行による連署状が復活したのは、8月1日の伏見城落城以降、8月中は豊臣公儀にとって上方では戦いがなく沈静化していたが、9月になって大津城攻防戦が勃発して戦功を褒奨する連署状を発給する必要があるからであろう。このように、戦功を褒奨する場合は、大老、或いは奉行による単独の書状発給では不十分であり、政権（豊臣公儀）として認めたことを示すために大老と奉行による連署状が必要であった、ということになる。このことは、大老と奉行による連署状発給の意義を考えるうえで注意すべき点であろう。

3. 二大老・四奉行の役割分担について

上述したように、布谷論文では、二大老・四奉行の役割分担については、「二大老が発した軍令を受け、四奉行がその詳細を伝達するという形式が見られる」、「諸大名に対する西軍勧誘工作は基本的に奉行衆が行い、五大老家である前田家に対しては同じ立場の二大老が担当していた」と指摘されている。つまり、①二大老…軍令を発令する、四奉行…その軍令の詳細を伝達する、という分担があり、②二大老…同じ大老の前田利長に対する勧誘工作をおこなう、四奉行…基本的に諸大名に対する勧誘工作をおこなう、という分担があった、ということになる。

上記①について、布谷論文では、「(慶長5年) 8月4日付松井康之宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」、 「(慶長5年) 8月4日付松井康之宛長東正家・石田三成・増田長盛・前田玄以連署状」をもとに考察している。「(慶長5年) 8月4日付松井康之宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」は、松井康之に対して「其郡」（豊後国速見郡）の受け取りのために太田一成を指し下すので早々に明け渡すように命じ、詳しいことは「年寄衆」（四奉行を指す）より申し入れる、とする短い文である。この「年寄衆」からの連署状というのが、「(慶長5年) 8月4日付松井康之宛長東正家・石田三成・増田長盛・前田玄以連署状」であり、松井康之の主君である細川忠興のことを非難し、（細川幽齋が籠城していた）田辺城を攻撃しているなのでその落城が間もなくであることを報じて、「秀頼様」への「御忠節」を説き、太田一成を指し下すので「其郡」（豊後国速見郡）を速やかに明け渡すように命じたものであり、かなり詳しい内容になっている。

よって、この場合は豊臣公儀として松井康之の知行召し上げを命じた内容なので、布谷論文で指摘している軍令ではなく、改易権の行使ととらえるべきであろう。つまり、改易権行使のケースで

は、二大老…改易を発令する、四奉行…改易についてその詳細を伝達する、という分担がおこなわれたことがわかる。このケースでは、四奉行連署状は二大老連署状の副状として出されたと解釈することができよう。

なお、上述したように「(慶長5年)8月4日付松井康之宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」における「年寄衆」が四奉行を指すことは明らかなので、8月4日の時点で石田三成は正式に奉行に復帰していたことがわかり、三成の奉行復帰を史料的に論証できるという点で重要である。

上記②について、布谷論文では「諸大名に対する西軍勧誘工作は基本的に奉行衆が行い、五大老家である前田家に対しては同じ立場の二大老が担当していた」と指摘しているが、前田家以外に島津家に対しても二大老が勧誘工作をしているので(「(慶長5年)8月朔日付島津忠恒宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」⁽¹⁰⁾)、国持大名クラスの大大名への勧誘工作も二大老が担当した、と見なしてよからう。

次に、布谷論文では例示されていないが、二大老・四奉行の役割分担について、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛宇喜多秀家書状」⁽¹¹⁾、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛毛利輝元書状」⁽¹²⁾、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」⁽¹³⁾をもとに検討したい。

「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛宇喜多秀家書状」と「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛毛利輝元書状」は発給者は異なるものの、日付・宛所・内容の文も同じである。ただし、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛宇喜多秀家書状」は文末が「猶自治部少可被申入候」と記されているのに対し、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛毛利輝元書状」は文末が「猶従年寄衆可被申入候」と記されている点が異なっている。

つまり、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛宇喜多秀家書状」の副状の発給者が石田三成であるのに対して、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛毛利輝元書状」の副状の発給者が三奉行(「年寄衆」)である点に違いがある。「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛毛利輝元書状」の副状に該当するのが「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」であり、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛毛利輝元書状」が真田昌幸に対して「秀頼様」への「忠節」を求めた短い文であるのに対して「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」は伏見城の落城に近いことや九州・西国・北国を支配下に置いたことなどを報じたうえで「秀頼様」への「忠節」を求めた長い文になっている。

「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛宇喜多秀家書状」の副状に該当する7月29日付の石田三成書状は管見では見いだすことができない。「(慶長5年)7月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」⁽¹⁴⁾は日付は翌日であるが、この石田三成書状は、7月21日付で真田昌幸が石田三成に対して出した書状に対する返書であり、「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛宇喜多秀家書状」の副状には該当しないと考えられる。

ここで疑問に思われる点は、日付・宛所・内容の文が同じであるにもかかわらず、なぜ二大老が一通の連署状を発給せずに、別々の書状(「(慶長5年)7月29日付真田昌幸宛宇喜多秀家書状」、「(慶

長5年）7月29日付真田昌幸宛毛利輝元書状」）を發給したのか、ということである。

その理由として想定できるのは二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）が7月29日の時点で別々の場所にいた、という可能性が考えられる。このことは、それぞれの副状發給者が異なっていることからわかるのであり、7月29日の時点で毛利輝元と副状發給者の三奉行は同じ場所にて、宇喜多秀家と副状發給者の石田三成は同じ場所にいた、ということになる。宇喜多秀家と石田三成がいた場所は伏見と考えられ¹⁵⁾、毛利輝元と三奉行は大坂城にいたと考えられる。

〔慶長5年）7月29日付真田昌幸宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状〕¹⁶⁾によれば、大坂城内での大老と奉行の所在場所については、（家康方の）西の丸の留守居を追い出し、毛利輝元が西の丸へ移り、長東正家・前田玄以・増田長盛が丸々へ移ったとしているので、毛利輝元は西の丸に所在し、長東正家・前田玄以・増田長盛はそれぞれ別々の丸に所在したことがわかる。豊臣秀頼は本丸に所在していたことは当然であろうから、本丸の秀頼を推戴して大老の輝元と三奉行がそれぞれの丸に所在したということになる。

このように、「（慶長5年）7月29日付真田昌幸宛宇喜多秀家書状」、「（慶長5年）7月29日付真田昌幸宛毛利輝元書状」、「（慶長5年）7月29日付真田昌幸宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」をもとに考えると、この場合の二大老と四奉行の役割分担は、二大老…豊臣公儀の意向（秀頼への忠節）を表明、四奉行…豊臣公儀の意向（秀頼への忠節）表明についてその詳細を伝達する、というようにまとめられる。

上述の布谷論文で指摘された二大老と四奉行の役割分担のケースと共通するのは、二大老が短い文で連署状（或いは単独の書状）を發給するのに対して、四奉行はその副状を發給して長文でその詳しい説明をおこなう、という点である。

同じく、布谷論文では例示されていないが、二大老・四奉行の役割分担について、「（慶長5年）8月2日付鍋島勝茂・毛利勝永宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」¹⁷⁾、「慶長5年8月5日付鍋島勝茂・毛利勝永宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」¹⁸⁾をもとに検討したい。

この2つの連署状は、いずれも鍋島勝茂と毛利勝永が豊臣公儀（石田・毛利連合政権）による伏見城攻略において活躍したことを褒賞した内容である。「（慶長5年）8月2日付鍋島勝茂・毛利勝永宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」では、伏見城本丸を乗り崩し、西の丸に逃げ落ちた敵と鎧を合わせて、首100程を討ち取ったことを御手柄として賞している。

「慶長5年8月5日付鍋島勝茂・毛利勝永宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」では、この度、伏見城の城際まで押し詰めて即時に乗り崩し、鳥居元忠（家康家臣で伏見城に籠城した部将）を初め、800余を討ち果たしたことを賞し、秀頼様の御感は格別である、として、金子20枚と知行3000石を宛行うので、なお忠功をぬきんずるよう（秀頼様が）仰せ出だされた、と記されている。

この二大老連署状は、文末が「猶以、可被抽御忠功之由、被 仰出之状如件」と記されていて、書止め文言が「…之状如件」であり、年月日（「慶長五 八月五日」）も記載されていて、直状形式になっている¹⁹⁾。内容的には秀頼の意志・考え（＝鍋島勝茂・毛利勝永の軍功に対する褒賞と金

子下賜・知行宛行、及び今後も忠功をぬきんずるよ^{か たつ}うにという命)を下達したものである。

この二大老連署状がこうした直状形式になった理由は、軍功を褒賞して秀頼から知行宛行をおこなったことを下達したことに起因すると考えられる⁽²⁰⁾。

この2つの連署状の内容を比較すると、前者(三奉行の連署状)が単に軍功を褒賞した内容であるのに対して、後者(二大老の連署状)では、軍功を褒賞した文言のほかに、その論功行賞ということで秀頼から金子のほか知行宛行があった、として秀頼の言葉を下達している。

よって、この場合の二大老と三奉行の役割分担は、二大老…軍功のあった部将に対して論功行賞(知行宛行など)をおこない、豊臣秀頼の言葉を下達する、三奉行…軍功のあった部将に対して、その軍功を褒賞する、というようにまとめられる。この場合、知行宛行の発令主体は豊臣秀頼である⁽²¹⁾。

それでは、布谷論文で指摘している軍令の発令については、二大老と四奉行の役割分担はあったのだろうか。その点については、「(慶長5年)8月朔日付蒔田広定宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」(DB…8月朔日)の内容(蒔田広定に対して勢州〔伊勢〕の城々へ加勢に行くことを命じた)が軍令の発令に該当する。この連署状からすると、軍令の発令については、二大老と四奉行の役割分担はなく、二大老と四奉行のフルメンバーで連署して発令したことがわかる。この場合、蒔田広定を遣わすことについての発令主体は豊臣秀頼である⁽²²⁾。

つまり、軍事指揮権の発動に関しては二大老と四奉行の全員が合議で決定して、推戴している豊臣秀頼の命を受ける形で軍令を発令したということになり、その点に石田・毛利連合政権の本質を読み取ることができる。

また、「(慶長5年)8月2日付真田昌幸宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」(DB…8月2日)も二大老と四奉行のフルメンバーで連署しているが、伏見城を攻め落としたことや田辺城の落城が間もなくであることを報じたうえで、「秀頼様」への「御忠節」を命じて、そのようにすれば各々で相談して(真田昌幸の)外聞がしかるべきように話し合う、としているので、外交文書であると同時に真田昌幸に対して豊臣公儀へ従うように命じた文書ととらえることができる。

このように、遠国の大名に対する外交文書、遠国の大名に対してその身上を保証する文書の場合には、豊臣公儀の総意をあらわすという意味で、二大老と四奉行のフルメンバーで連署していることがわかる。よって、こうした遠国の大名に対する外交や身上保証のケースでは二大老と四奉行は役割分担をしない、ということになる。

この連署状の内容について「人数こそ減ったものの、大老と奉行の合議制が、戦時下ではたらいっていたようすがわかる」⁽²³⁾と指摘されているので、石田・毛利連合政権の政権運営のあり方が二大老と四奉行の合議によっていたことがわかる。

なお、三奉行連署状、二大老・四奉行連署状に関して、「(慶長5年)7月17日付中川秀成宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」⁽²⁴⁾、「(慶長5年)7月17日付中川秀成宛長東正家・増田長盛・

前田玄以連署状」⁽²⁵⁾、「(慶長5年)7月17日付秋田実季宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」⁽²⁶⁾「(慶長5年)7月26日付中川秀成宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」⁽²⁷⁾、「(慶長5年)8月朔日付蒔田広定宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」⁽²⁸⁾、「(慶長5年)8月2日付真田昌幸宛長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家連署状」⁽²⁹⁾のように前田玄以だけが花押ではなく黒印を使用しているケースがある。その理由については、前田玄以は三奉行（四奉行）であると同時に京都所司代でもあったので、黒印の場合は京都にいたため大坂城に不在だったのではないかと（前田玄以が大坂城に不在であったため、本人が連署状に花押を据えることができずに黒印が使用された）という想定や、前田玄以が病気であったために花押を据えることができずに黒印が使用されたという想定⁽³⁰⁾もできるが、「(慶長5年)7月17日付真田昌幸宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」⁽³¹⁾では花押であり、同日（7月17日）であっても黒印と花押を使い分けていたようにも思われるので、その点の検証は今後の課題である（※以上の二大老・四奉行の役割分担について表3としてまとめたので参照されたい）。

上述のように、布谷論文では、「8月4日以降、二大老・四奉行連名の書状が発給されなかった」が、「これは西軍の東進部署が決定し、各々その場に陣している武将对対応する形式へ変更されたためである」、「8月中旬以降、分散行軍が展開した段階になってこの体制（引用者注：大坂城において二大老・四奉行を中心に組閣した体制）に乱れが生じ、二大老・四奉行連署の書状は発布されなくなり」と指摘されている。この点について検討したい。

豊臣公儀（石田・毛利連合政権）は8月1日に伏見城を落城させると、その後の戦略として伊勢・美濃・尾張・三河などへ戦線を延伸させる作戦を立案した。その理由としては、上杉討伐のため家康に従って東下した諸大名と家康自身が西上するため、その迎撃をおこなう必要があったためである。

7月晦日の時点で、石田三成は、この度（上杉討伐のために）上方より東（国）へ出陣した衆が、上方の様子を聞いてことごとく帰陣するので、尾張・美濃において人留めをして、帰陣の衆一人一人の考え（を聞いて）秀頼様へ疎略がないように決心させて帰国させるように止めるのである、としている（「(慶長5年)7月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」⁽³²⁾）。

そして、8月5日、三成はまず尾張方面へ織田秀信（美濃国岐阜城主）と相談して人数を出す、としていて、ただ今、福島正則（尾張国清須城主）について「御理半」（説得中という意味か？）であり、そのことが済めば三河方面へ打ち出す予定としている（「(慶長5年)8月5日付真田昌幸・真田信之・真田信繁宛石田三成書状」⁽³³⁾）。

三成は8月8日には尾張方面に出陣し（「(慶長5年)8月10日付佐竹義宣宛石田三成書状」⁽³⁴⁾）、8月10日には美濃国大垣城に在城している（「(慶長5年)8月10日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」⁽³⁵⁾）。

このように石田三成は8月上旬には尾張方面への軍事攻勢をかけるため、尾張方面に出陣し、その後美濃国大垣城に在城しているので、大坂城から離れて東海地方の前線に出ていることがわかる。

家康方の有力部将である福島正則は尾張国清須城主であるので、尾張方面への軍事攻勢をかけるということは福島正則と軍事衝突することを意味していた。

8月10日の時点で、①大坂城には増田長盛、毛利輝元が在城していた、②豊臣公儀が攻撃して落城させた伏見城には6000~7000人にて掃除普請以下を申し付けていたので、京都・大坂は静かであった、③伊勢(国)へは安国寺恵瓊・吉川広家が1万余を連れて、長束正家も同道していた、④尾張(国)へは石田三成が出陣していた、⑤島津(義弘)そのほかの九州の諸大名は近江国佐和山城(石田三成の居城)へ来ていて、人数の必要次第に尾張・美濃の間へ打ち出す予定であった、⑥丹後(国)のことは、早くも一円平均に申し付け、(田辺城に籠城していた)細川幽齋は成敗すべきことを合議して決めていたが、叡慮(天皇の考え)により、命は助けて九州へ流罪にすることになった(「慶長5年」8月10日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状⁽³⁶⁾)、という状況であった。

このように8月上旬(=8月10日)には、大坂城には大老の毛利輝元、奉行の増田長盛がいて、伊勢へは奉行の長束正家が出陣し、尾張へは奉行の石田三成が出陣する、というように、大坂に残る大老、奉行と前線に出陣していった奉行というように役割を分担していたことがわかる。なお、後述のように大老の宇喜多秀家は8月15日に出陣したので前線へ出たことになる。

一方で、上杉討伐に従って東下した諸大名は、その後、西上して、8月10日の時点で尾張(国)と三河(国)の間に集まっていて、(豊臣公儀に対して)懇望(上杉討伐により東下したことを弁明して豊臣公儀に従う意思を表明したということか?)をする者もいた(「慶長5年」8月10日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状⁽³⁷⁾)。

つまり、石田三成は、家康方の諸大名が西上して、この時点(8月10日)で尾張(国)と三河(国)の間にいることを正確に把握したうえで、その対応をおこなおうとしていたのである。こうした豊臣公儀(石田・毛利連合政権)の戦略はマクロな視点から立案されているという意味で至当な考えであり、今後の成否は西上してきた家康方の諸大名の迎撃が成功するか否かにかかっていた。

上述した石田三成の書状(「慶長5年」8月10日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状⁽³⁸⁾)に出てくる大老と奉行の役割分担の記載には、前田玄以と宇喜多秀家の名前が見えないが⁽³⁹⁾、宇喜多秀家の出陣は少し送れて8月15日であり、1万人で出陣している⁽⁴⁰⁾。

このようにして、8月上旬以降、大坂城に二大老・四奉行がフルメンバーで在城することがなくなり、大坂城に在城する大老・奉行(毛利輝元・増田長盛・前田玄以)と前線へ出陣した大老・奉行(宇喜多秀家・石田三成・長束正家)に分かれたため、二大老・四奉行連署状、二大老連署状、四奉行連署状は発給されなくなった。この点については、家康自身と家康方の諸大名の西上を迎撃することが、石田・毛利連合政権にとって最重要の政治的・軍事的課題であったことを考慮すると、こうした戦時体制による連署状発給体制の変更(つまり、変則的な書状発給の形への変更)はやむを得なかったのであろう。

ちなみに、管見では二大老・四奉行連署状の終見は8月2日、二大老連署状の終見は8月5日、四奉行連署状の終見は8月4日である(DB…8月2日、8月4日、8月5日)。以後は毛利輝元、

石田三成、増田長盛の単独の書状発給が確認できる。ただし、上述のように、大坂城に在城していた毛利輝元、増田長盛による一大老一奉行の連署状発給も9月に入ると確認できる（DB…9月13日）ほか、8月下旬～9月上旬の禁制については前線に出陣していた宇喜多秀家（大老）と石田三成（奉行）が他の部将とともに禁制を出したケースが確認できる（DB…8月27日、9月5日）。

4. 大谷吉継の政治的役割について

通説では、これまで関ヶ原の戦いにおける大谷吉継の役割について、軍事的側面しか触れてこなかったのが、大谷吉継の政治的役割について述べたい。

7月17日に三奉行によって「内府ちかひの条々」が出されたあと、7月中に大谷吉継は2通の書状を大名（或いは、大名の重臣）に対して出している。管見では、以下の2通しか確認できないが、実際には他の大名に出していた可能性も考えられる。

その2通のうちの1通は、「（慶長5年）7月20日付松井康之宛大谷吉継書状」⁽⁴¹⁾である。この内容としては、①こちら（大坂）の御仕置が改まり（＝新しくなり）、（松井康之が）非常に驚かれたと思うが、（松井康之の）御身上のことを御奉行衆（三奉行）へ（大谷吉継から）話したところ、（三奉行が）「御ふれ折紙」と「内府ちかひの条数」（「内府ちかひの条々」のことを指す）を（そちらへ）送った、②よって、（それを）よくよく見て、「太閤様連々の御恩賞」のことをかたじけなく思い、忘却していないのであれば、早々にこちら（大坂）へ上って、「盛法印」（寺の名前か？）に入り、随分と馳走するべきである、③なお、追々（＝引き続いて）申し入れる予定である、というものである。

この中で、三奉行が出した「御ふれ折紙」（「（慶長5年）7月17日付松井康之宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」⁽⁴²⁾を指す）と「内府ちかひの条数」（慶長5年7月17日付の「内府ちかひの条々」⁽⁴³⁾を指す）に触れていることからわかるように、この大谷吉継書状は「（慶長5年）7月17日付松井康之宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」の副状としての性格を持つものである⁽⁴⁴⁾。

このように三奉行の連署状に大谷吉継が副状を出したことや、この書状で吉継が松井康之に対して上坂を命じたことは、この時点で大谷吉継が豊臣公儀（石田・毛利連合政権）の構成員の一人であったことを明確に示している。

この大谷吉継書状では、大坂の御仕置が改まった、としているが、これは家康を政権（豊臣公儀）から排除（放逐）して、毛利輝元・石田三成を中心として新政権を樹立したことを指しており、こうしたことを記している点も吉継が豊臣公儀（石田・毛利連合政権）の構成員の一人としての立場から記したと見なすことができる。

そして、追々申し入れる予定である、としている点は、吉継が豊臣公儀（石田・毛利連合政権）の構成員の一人としての立場から、今後も引き続き豊臣公儀からの指示を松井康之に対して出していく、という意味であろう。

もう1通は、「（慶長5年）7月30日付真田昌幸・真田信繁宛大谷吉継書状」⁽⁴⁵⁾である。この内

容としては、①家康は去々年（慶長 3 年 [1598]）以後、（家康の）御仕置が太閤様（秀吉）の御定に背き、（このままでは）秀頼様の「御成立」ができない、とのことで、年寄衆（三奉行）・毛利輝元・宇喜多秀家・島津義弘、このほか「関西之諸侍」が「一統」をもって、御仕置を改めた、②去る（7 月）17 日に（大坂城の）西の丸の家康の留守居を「理」にて（追い）出し、毛利輝元が（大坂城西の丸へ）移った、③（上杉討伐のため）出陣した諸侍の妻子は、年寄衆（三奉行）が（人質として）とどめているが、真田昌幸と真田信繁の御内儀（妻）は、我等（大谷吉継）が預かっている、④家康の「置目御ちかへ」については、13 ヶ条の条書（一つ書き）（「内府ちかひの条々」を指す）にあらわし、（それが流布しているため）諸人は知っている（家康の置目違いについては）疑いがない状況である、⑤（真田昌幸・真田信繁が）どこに在陣していても右の内容をよく考えて、秀頼様をお見捨てにならないことが肝要である、⑥この返事に（真田昌幸・真田信繁からの）御内状（内々の書状）をいただきたく、（その返事は）年寄衆（三奉行）へも見せることができるように調べてほしい、⑦詳しくは年寄衆（三奉行）よりの触状の条目を送る予定である、というものである。

さらに尚々書では、⑧この方のことについては、大坂では人質（諸大名の妻子）を取り堅め、伏見の城へは島津義弘・毛利輝元・宇喜多秀家・小西行長、（秀頼の）鉄砲衆・弓衆が今日（7 月 30 日）、攻め寄せるので、まもなく乗り崩す予定である、⑨真田信繁へは東海道（を進んで）宇都宮で出会えるように佐和山より両使（二人の使者）を下した、⑩天下泰平はこの上もないが、御両所（真田昌幸・真田信繁）が心配するのはやむを得ない、としている。

この書状の内容を見るとわかるように、大谷吉継は一大名の立場としてこの書状を出しているのではなく、豊臣公儀（石田・毛利連合政権）の構成員の一人としてこの書状を出していることがわかる。

具体的には、上記①で秀吉死去後の家康による仕置が秀吉の方針に反していたため、秀頼様のために三奉行・二大老と諸大名が「一統」としてまとめ、仕置をあらためた、としている。この書状が「内府ちかひの条々」が出されたよりもあとに出ていることからすると、上記①は、家康を公儀から放逐したあと、二大老と三奉行が中心になり秀頼を直接推戴する新しい政権をつくったことを、真田昌幸・真田信繁に対して説明していることになる。

上記⑤では、真田昌幸・真田信繁に対して秀頼様を見捨てないように要請していることや、上記⑥からは、真田昌幸・真田信繁から返信が来た時には、それを大谷吉継が三奉行に取り次ぐ役目をしていたことがわかり、こうした記載からも、大谷吉継が豊臣公儀（石田・毛利連合政権）の構成員の一人であったがわかる。

上記⑨は石田三成の居城がある佐和山から使者を下したことを述べており、大谷吉継が石田三成と連携していたことがわかる。

上記⑩は、この書状の日付である 7 月 30 日の時点で「天下泰平」の状態であったことをあらわしており、上記⑧のように伏見城の落城がまもなくであることも合わせて考えると、上方を含めて西

日本全域を豊臣公儀（石田・毛利連合政権）が掌握していたことを明確に示している。

このように、三奉行が7月17日に「内府ちかひの条々」を出したあとの7月中において、大谷吉継は豊臣公儀（石田・毛利連合政権）の構成員の一人として政権の意志を代弁したことは何を意味するのであろうか。上述のように、石田三成は、7月の時点では実質的には奉行に復帰していたと見られるものの、正式に（公式に）奉行に復帰したのは8月に入ってからであったと考えられるので、8月に石田三成が奉行に正式に復帰するまで、7月中は大谷吉継が三奉行を政治的に補完する役割を果たしたと考えられる。つまり、7月中は石田三成が表立って諸大名に対して書状発給が出来なかったことから⁽⁴⁶⁾、豊臣公儀の構成員の一人として三奉行を補完して、大谷吉継が諸大名へ書状を発給して豊臣公儀の意志を伝達したのであろう。

大谷吉継が豊臣公儀の構成員の一人としてこうした役割を果たしたことは、水野伍貴氏が指摘するように、すでに慶長4年（1599）10月段階で大谷吉継が奉行衆に準じる格で登用されていて、その後も中央政治で起こる重大事件には必ず登場し、奉行衆に準じた働きをしていることや⁽⁴⁷⁾、石畑匡基氏が指摘するように、すでに慶長4年の段階で吉継が五奉行の業務を分担しており、五奉行に準じた存在であった⁽⁴⁸⁾ことによるものと考えられる。また、石畑氏は、吉継が五奉行の面々と連署した事例は見当たらないが、これは、あくまで吉継が五奉行に準じた存在でしかなかったことを裏付けている、とも指摘しているので⁽⁴⁹⁾、こうした側面が継承されて、当該期（7月17日に「内府ちかひの条々」を出したあとの7月中）において、大谷吉継は三奉行と連署するのではなく、吉継単独で書状を出したのであろう。

上記の諸点を考慮すると、これまで通説では指摘されてこなかったが、当該期（7月17日に「内府ちかひの条々」を出したあとの7月中）において、大谷吉継は政治的に重要な役割を担っていたことがわかる⁽⁵⁰⁾。

5. 豊臣公儀としての石田・毛利連合政権

石田・毛利連合政権が豊臣公儀であることの証左として、「公儀」等の文言が出ている一次史料について以下に検討したい⁽⁵¹⁾。

〔史料①〕「(慶長5年)9月3日付本庄繁長宛直江兼統書状」(「厚岸本庄家文書」)⁽⁵²⁾

覚

一、奥口御無事之儀、兩使御相談にて、可被相済候、連々如御申候、少々御不足之儀候共、

a 天下之御奉公と思召、白石などの事ニ無御構、b 御公儀さへ能と御調尤候事

(後略)(下線引用者)

この史料は、上杉家重臣の直江兼統が上杉家家臣の本庄繁長（福島城主）に対して出した条書（一つ書き）の中の最初の箇条の記載箇所である。この直江兼統書状については、すでに本間宏氏、阿部哲人氏、高橋明氏、光成準治氏によって検討が加えられている⁽⁵³⁾。

本間宏氏は、「奥口御無事の儀」とは、伊達政宗との和睦のことを指し、和睦調停が本庄繁長に

委ねられたことがわかります」と指摘し、「伊達政宗に白石城を奪われたままなのは不満であろうが、そんなことには構わず、天下への御奉公であると認識し、公儀さえ守られるなら和睦調停を結ぶように」という意味に解釈している⁽⁵⁴⁾。

阿部哲人氏は、「第一条は、交渉の基本姿勢である。政宗との交渉は派遣される両使との相談で決着させることとし、その際に不足のことがあっても「天下」への御奉公であることを認識し、政宗に奪われた白石のことには構わず、「公儀」に有利な形でまとめることを求めている。「公儀」、つまり西軍の優位を第一とする姿勢で交渉は進められようとしていた。上杉氏の伊達・最上両氏に対する作戦行動が西軍の一環を占めていることを強く意識した記述である。そして、白石問題、すなわち領土問題は後退していることを確認したい。」⁽⁵⁵⁾と指摘している。

高橋明氏は「兼統は本庄繁長に、「両使（黒金孫左衛門・竹股伊兵衛）」と相談しつつ、伊達との和睦交渉を進めるべきことを命じて（中略）秀頼政権の秩序維持を第一義とするとの謂である」⁽⁵⁶⁾と指摘している。

光成準治氏は「ここにいたり兼統は、白石城攻略の件を赦免してでも、西軍勝利のために同盟締結を優先するとしている」⁽⁵⁷⁾と指摘している。

それまで交戦状態にあった伊達政宗と上杉景勝が和睦交渉を進めることになった理由として、上記の〔史料①〕において、下線 a の「天下之御奉公」と下線 b の「御公儀」という理由を持ち出している点がポイントである。この理由付けは、あくまで上杉サイドからの視点であり、伊達サイドからの視点ではない点には注意する必要がある。上杉景勝サイドにとって「天下之御奉公」と「御公儀」のために、それまで敵対していた伊達政宗と和睦交渉をすることは正論として筋が通っている、ということを示している。

それでは、〔史料①〕における「天下」と「御公儀」とは具体的に何を指すのか、という点が問題になる。「厚岸本庄家文書」を活字翻刻して紹介した高嶋弘志氏は「天下」を「豊臣秀頼」、「公儀」を「豊臣政権」と解釈している⁽⁵⁸⁾。上記の本間氏の解釈では「天下」と「公儀」が具体的に何を指すのか、については触れていない。上記の阿部氏の解釈では「公儀」＝「西軍」という理解を示している。上記の高橋氏の解釈では「天下」、「公儀」について「秀頼政権」という理解を示している。上記の光成氏の解釈では「天下」、「公儀」について「西軍」という理解を示しているようである。

〔史料①〕の下線 a では「天下之御奉公」と記されているので、「御奉公」（封建的主従関係の根幹である「御恩と奉公」の「奉公」という意味）の対象が「天下」ということになるので、「天下」とは豊臣秀吉の後継者である豊臣秀頼と理解してよからう。その意味では、上記の高嶋氏の解釈は首肯できるものである。

〔史料①〕では、「白石などの事ニ無御構」という記載のあとに下線 b の「御公儀さへ能と御調尤候事」と記されているので、大名間の戦争次元（白石城についての伊達・上杉間での争奪）よりも高い次元として「御公儀」を出してきていると見なすことができる。とすると、この場合の「御公儀」とは大名レベルよりも高次の政権の枠組み＝豊臣秀頼を直接推戴した石田・毛利連合政権を指

すと考えられる。その意味では、上記の高嶋氏の解釈である公儀＝「豊臣政権」、上記の高橋氏の解釈である公儀＝「秀頼政権」という理解は妥当と思われる。

この時点で、上杉景勝は在国して上方にはいないものの、五大老の一人として東国における豊臣公儀（石田・毛利連合政権）を体現する人物であった。このように上杉景勝を単なる大名レベルでとらえない点については、すでに阿部氏が「景勝の戦略が西軍の一員として、その戦局を有利に展開することを第一の目的とし、それは政宗・義光を軍事指揮下に統率して、関東出兵に動員するという具体的構想として現れていたといえる」、「西軍の一翼を担うことになった景勝には大きく二つの作戦が委ねられた。第一は関東出兵である。家康の本拠である関東を軍事的に攻略することが求められた。第二は奥羽諸將の統率である。」「景勝は両者（引用者注：伊達政宗、最上義光を指す）を軍事指揮権のもとに統括しようとしたのである。そして、それは広く奥羽諸將を対象としたと考える。」「景勝が行使しようとした軍事指揮権は、西軍として構成された公儀のもとに発動される性格をもったといえよう。（下線引用者）」⁽⁵⁹⁾と指摘しており、至当な見解であると言えよう。

阿部氏のこの見解を考慮すると、〔史料①〕における「御公儀」の構成員には、在国はしているものの五大老である上杉景勝も含まれると考えられ、東国に在国しているからこそ、伊達政宗、最上義光を含む奥羽の諸將を景勝の軍事指揮下に組み込んで統括し、豊臣公儀を体現する大老である景勝が軍事指揮権を発動して、豊臣公儀から排除されて豊臣秀頼の敵になった家康の本拠である関東へ出兵して家康を討伐することが正統な権限の行使である、という論理が読み取れる⁽⁶⁰⁾。

なお、阿部氏は「上杉氏と伊達・最上両氏との交渉は九月三日に初めて確認できるが（引用者注：前掲「（慶長5年）9月3日付本庄繁長宛直江兼続書状」を指す）、これに先行して開始されていたことは間違いなく、また（引用者注：上杉氏から伊達・最上両氏に対して）降伏を求める働きかけなどは八月中旬、遅くとも八月下旬ごろには積極的に行われていたとみられる」⁽⁶¹⁾と指摘している。

こうした動向を反映して「（慶長5年）8月25日付長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家宛上杉景勝書状」⁽⁶²⁾に「当表仕置、最上・政宗義も御指図次第、可存其旨候」と記されたのであろう。この場合の「御指図」というのは、豊臣秀頼（石田・毛利連合政権）からの「御指図」という意味である。

この点に関連して、「（慶長5年）8月10日付佐竹義宣宛石田三成書状」⁽⁶³⁾には「会津より茂、度々到来、伊達・最上・相馬何茂入魂衆申候由候、其国之義勿論、会津可有御入眼候旨被仰談、家康可被討果御行、此時候事」と記されている。この記載によれば、8月10日の時点で、伊達政宗・最上義光・相馬義胤が上杉景勝と「入魂衆」である、という報告が石田三成のもとに度々来ているので、佐竹義宣に対しても上杉景勝と相談して、家康を討ち果たすべきである、と指示していることがわかる。

この記載内容で重要なのは、上杉景勝と伊達政宗・最上義光・相馬義胤・佐竹義宣が協力して家康を討ち果たすように石田三成が指示している点であり、この構想はまさに上述の「西軍の一翼を担うことになった景勝には大きく二つの作戦が委ねられた。第一は関東出兵である。家康の本拠で

ある関東を軍事的に攻略することが求められた。第二は奥羽諸将の統率である。」「景勝は両者（引用者注：伊達政宗、最上義光を指す）を軍事指揮権のもとに統括しようとしたのである。そして、それは広く奥羽諸将を対象としたと考える。」⁽⁶⁴⁾という阿部氏の指摘と合致するものであり、この点は注目される。

また、「(慶長5年)8月4日付松井康之宛長束正家・石田三成・増田長盛・前田玄以連署状」⁽⁶⁵⁾には「関東之義も伊達・最上・佐竹・岩城・相馬・真田安房守・景勝申合、色を立候ニ付而、則、八州無正躰事候」と記されている。この記載によれば、8月4日の時点で、伊達政宗・最上義光・佐竹義宣・岩城貞隆・相馬義胤・真田昌幸が上杉景勝と申し合わせて活気づいているので、関東（=家康）は取り乱している、としている。

さらに「(慶長5年)8月15日付島津忠恒カ宛毛利輝元書状」⁽⁶⁶⁾において、「東国之儀、佐竹・最上、会津へ一味之由候」と記されているので、8月15日の時点で毛利輝元のもとには佐竹義宣と最上義光が上杉景勝に味方するという報告が来ていたと考えられる。

こうした点を考慮すると、上記の阿部氏の指摘（8月中旬から下旬には上杉景勝から伊達・最上両氏に対して降伏を求める働きかけが積極的におこなわれていたという指摘）については、さらに時期を早めて、8月上旬から上杉景勝より伊達・最上両氏に対して降伏を求める働きかけが積極的におこなわれていた可能性を考えてもよからう。

ちなみに、『義演准后日記』8月21日条には「景勝・政宗・^{モカミ}最上・佐竹一味云々、是京御方也」⁽⁶⁷⁾と記されていて、伊達政宗・最上義光・佐竹義宣が上杉景勝と共に豊臣公儀方（「京御方」）に付いている、としている。このことは8月下旬の時点で、上方では、伊達政宗・最上義光・佐竹義宣は豊臣公儀サイド（つまり反家康の立場）に立っている、と認識されていたことを示している。『義演准后日記』にこうした記載がされているのは上述のような動向を反映したものであろう。

〔史料②〕「(慶長5年)8月13日付・8月18日付・8月19日付最上義光宛南部利直・戸沢政盛・本堂茂親起請文」(「貞享書上」)⁽⁶⁸⁾

敬白天罰起請文前書事

一、a 上様・中納言様御事、疎略存間敷事

一、貴所・我等間之儀、自然他所分^(ママ)成共、家中之者成共、悪様ニ申成、横合之儀有之といふとも直ニ申断、不審をはれ、無相違可申談之事⁽⁶⁹⁾

右条々、私曲偽有之者、此靈社起請文之御罰可被蒙者也、神文如常

八月十三日

南部信濃守

八月十八日

戸沢九郎五郎

八月十九日

本堂源七郎

最上出羽守殿

(後略)(下線引用者)

この史料については、阿部氏が「(引用者注:最上)義光への会津攻撃延期の家康書状を受けてか、

あるいは兼統の調略を受けてか、八月中旬には奥羽諸将が帰国を求めるような混乱状況があったと思われる。このような中で義光は奥羽諸将と起請文を取り交わした。十三日付で南部利直、十八日付で戸沢政盛、十九日付で本堂茂親らは義光に宛てて、家康・秀忠父子に忠節を誓い、義光と協力することを誓っている。」（下線引用者）として紹介したものである⁽⁷⁰⁾。

上記の〔史料②〕における下線 a の「上様・中納言様」が徳川家康・同秀忠（江戸中納言）父子を指すと阿部氏は上述のように指摘しているが⁽⁷¹⁾、この点については、「上様」は豊臣秀頼、「中納言様」は毛利輝元（安芸中納言）を指すと考えるべきであろう。上述のように景勝は東国において豊臣公儀を体現する大老であることから、奥羽の諸将が最上義光に対して「上様・中納言様」を疎略にしない旨の起請文を出し、それを上杉景勝が取りまとめて上方にいる秀頼に送る予定だったのであろう。

そのように考えると、この場合の「上様・中納言様」は豊臣秀頼と毛利輝元を指すことは明白であり、こうした起請文の取りまとめを反映して、「（慶長5年）8月25日付長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家宛上杉景勝書状」⁽⁷²⁾に「南部・仙北・由利中之面々、秀頼様へ御奉公可申上由、此方へ使者到来候事」と記されたのであろう。このことから、奥羽の諸将を統括して秀頼に対して忠誠を誓わせることも、景勝の重要な役目であったことがわかる。

上記の〔史料②〕において「上様」＝豊臣秀頼だけでなく、「中納言様」＝毛利輝元についても明記されていることは、石田・毛利連合政権の中心人物である毛利輝元が秀頼を直接推戴していることを明確に示している、という意味で重要である。

〔史料③〕「細川幽斎書状案（慶長5年8月2日）」（「細川家文書」）⁽⁷³⁾

（前略）信長御代、大閣様⁽⁷⁴⁾御時、似合之致忠節、至近年御懇候事、已奉対 秀頼様、何以可致疎略候哉、此度越中関東へ出陣之段、内符世間之為御後見候条、是又奉公罷成処、安外躰、（後略）

この史料は、細川幽斎書状案であり、後半部分は欠損している。『綿考輯録』によればこの書状案は「草案」であり、後半の欠損部分も補って正式に出された細川幽斎書状の写が『綿考輯録』に収載されている⁽⁷⁵⁾。それによれば、この細川幽斎書状は8月2日付で細川幽斎が東条紀伊守・上田勘右衛門・三好助兵衛宛に出したものであることがわかる。

この書状が出された8月2日の時点では、豊臣公儀（石田・毛利連合政権）が軍勢を派遣して田辺城を包囲攻撃しており、細川幽斎は同城に籠城していた。

細川家が豊臣公儀から討伐されることになった理由は、①細川忠興はいずれの忠節もなく、秀吉が取り立てた福原直高の跡職を家康より扶助された、②この度は何の咎もない上杉景勝への発向について家康に助勢し、忠興の一族がすべて出陣したことはどうしようもない、③よって、秀頼様より御成敗のため各自の軍勢を遣わす、というものであった（「（慶長5年）7月17日付別所吉治宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」）⁽⁷⁶⁾。

上記の〔史料③〕における記載は、このように細川家が豊臣秀頼から御成敗を受ける理由に対す

る、細川幽齋の反論として受け取ることができる。つまり、①細川幽齋は信長の時代、秀吉の時代も相応の忠節をおこない、近年に至っては秀頼様に対してどうして疎略にしているだろうか、②細川忠興が(上杉討伐のため)関東へ出陣したのは、家康が世間の後見であるので(秀頼様に対する)奉公になるべきところ、(上杉討伐に行ったことを責められるのは)思いもよらなかった、というものである。

ここで注意したいのは、信長、秀吉に続いて現在(慶長5年8月2日の時点)では秀頼が最高権力者として見なされていることであり(上記〔史料③〕では「秀頼様」の記載の上を一文字分空けて闕字にしている)、石田・毛利連合政権が秀頼を直接推戴して政権を運営していることがわかる。一方で、この時点では家康は世間の後見という立場にすぎない、という点にも注意したい。

〔史料④〕「(慶長5年)8月朔日付下備後守他1名宛下二介書状」(「下家文書」)⁽⁷⁷⁾

(前略)

- 一 東国・中国御引分之事ニ候、就夫、七月十九日ニ a 毛利殿様大坂城被成御入城候、天下之儀、こと〽く御さいはんなされ候、諸人取持之事、無申計候、b 勿論 殿様御はしり舞之事、此時の御事に候
- 一 此比せたのはしつめに御普請被仰付候、c これハ東国衆切上り候ハ、彼所にて一戦可被仰付之由候ての御事と聞申候

(後略)(下線引用者)

この史料は吉川広家家臣の下二介が8月1日付で出した書状である。ちなみに、8月1日は家康家臣が籠城していた伏見城を豊臣公儀の軍勢が攻撃して落城させた日である。

上記の〔史料④〕における「東国・中国御引分之事」とは「東国」=家康と「中国」=毛利輝元が対立したことを指し、下線aにあるように毛利輝元が7月19日に大坂城へ入城して「天下之儀」をすべてとりしきったと記されている⁽⁷⁸⁾。

このことは、秀頼が在城している大坂城に毛利輝元が入城したことによって、秀頼を直接推戴する石田・毛利連合政権が成立したことを明確に示している。そして、この時点では、下線bにあるように吉川広家(「殿様」)は家康に内通している気配はない。

下線cは、家康方の軍勢が西上した際には、近江の瀬田において毛利輝元が一戦を命じる、としている。上述のように、この下二介書状の日付である8月1日は家康家臣が籠城していた伏見城を豊臣公儀の軍勢が攻撃して落城させた日である。よって、畿内制圧の次の段階として、西上予定の家康方軍勢と豊臣公儀の軍勢が軍事衝突することを見越して瀬田で普請をおこなったのであろう。

石田・毛利連合政権が秀頼を直接推戴していたことは、①「(慶長5年)7月17日付立花宗茂宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」⁽⁷⁹⁾において「大閣様不被相忘御恩賞候者、秀頼様へ可有御忠節候」(下線引用者)と記されている、②前掲「(慶長5年)7月17日付別所吉治宛長東正家・増田長盛・前田玄以連署状」⁽⁸⁰⁾において、「従 秀頼様、為御成敗、各差遣候条」(後略) (下線引用者)と記されている、③「(慶長5年)7月17日付前田利長宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」⁽⁸¹⁾

において、「此節秀頼様江可有御馳走段、不及申候候歟」（下線引用者）と記されている、④「（慶長5年）8月14日付松井康之宛増田長盛書状」⁽⁸²⁾において、「縦貴所ひつそく候共、跡目をも秀頼様を被相立」、「大閤様之被忘御恩、秀頼様へ之逆意可有之候哉」（下線引用者）と記されている、などのことからわかる。

そして、「（慶長5年）8月25日付長束正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家宛上杉景勝書状」⁽⁸³⁾において「大閤様御不慮以来、内府被背御置目、被違上巻紙紙、恣之仕合故、各被仰談、被立御置目、秀頼様御馳走之段、肝要至極存候事」（下線引用者）と記されている点に、秀頼を直接推戴した石田・毛利連合政権の本質が最もよく示されている。

つまり、秀吉の死後、家康が秀吉の置目に背き、霊社上巻起請文で決めたことを破り、恣意的な政治行動をおこなったため、各自＝二大老・四奉行（この景勝書状の宛所になっている6名）が話し合って置目を立てて秀頼を推戴する、という反家康の決起理由がよくわかる。

このように、二大老・四奉行が新しい政権（外様の大大名である家康を政権から排除〔放逐〕した新しい豊臣公儀〔より純粋化された豊臣公儀〕）を樹立して、家康を秀頼の敵としたことに、五大老の一人である景勝も同調している⁽⁸⁴⁾。

よって、上述の阿部氏の指摘にあるように、景勝は東国において豊臣公儀（石田・毛利連合政権）を体現する人物として、伊達政宗・最上義光を含む東北の諸大名を軍事指揮下に置き、それらの東北の諸大名を統率して秀頼の敵となった家康の本拠である関東へ出兵する、という構図からは、西国を二大老・四奉行がまず掌握して⁽⁸⁵⁾、東国は大老の上杉景勝が掌握する、という豊臣公儀（石田・毛利連合政権）のダイナミックな全国支配のスキームを読み取ることができる⁽⁸⁶⁾。

阿部氏が指摘するように、『秋田県史』資料、古代・中世編（997号文書）には、「（慶長5年）7月17日付秋田実季宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」^(ママ)、「内府地かひの條々」、「（慶長5年）7月17日付小野寺義道宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」が記載されている⁽⁸⁷⁾。ということは、「（慶長5年）7月17日付長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」と「内府ちかひの条々」は西国の諸大名だけに出されたのではなく、東北の諸大名に対しても出されたことになり、石田・毛利連合政権が政権成立の当初から豊臣公儀として全国的規模で支配権を確立しようとしたことがわかる。

おわりに

「公儀」概念の理解については、「近世の国家権力の呼称」⁽⁸⁸⁾、「近世になると、天下一統に対応し、公権として国家・領国の最上位の正当な権力（将軍・幕府・大名）を意味する」⁽⁸⁹⁾、「近世に入ると、この言葉（引用者注：公儀）は公権力ないしは国家というような抽象的な意味を帯びて使用されるようになり（後略）」⁽⁹⁰⁾、「戦国時代から江戸時代にかけて、それ（引用者注：公儀）は幕府・大名を指すようになる。「公儀」の「公」は国家の「公」を表現しているが（後略）」⁽⁹¹⁾という指摘がこれまでされてきた。

つまり、公儀とは、近世における国家機能のレベルで見た場合、国家権力、国家の最上位の正当

な権力（公権）、公権力、国家ということになる。この点を考慮すると、当該期の日本における「公儀」とは、一般の大名レベルよりも高い次元にある最上位の正統な国家権力（公権力）であり、大名とは封建的主従関係にあり、国家統治支配をおこなった存在と定義することができよう。

藤井讓治氏は、「秀吉によって新たに法的主体としての公儀、近世の「公儀」国家における大名を客体とする法的主体としての公儀」の「原型が創出された」とし、「この公儀は、秀吉が天下人として大名たちとのあいだに作り上げた主従関係、天下人の大名領主に対する圧倒的優位」を「前提としたものであり（中略）秀吉を頂点・核に置いて構築された」⁽⁹²⁾と指摘している。

さらに、藤井氏は、豊臣秀頼と公儀の関係について「秀頼は生れたばかりであり、軍事的勝利を前提とした天下人とはなりえなかった。そこで秀吉は、大名に秀頼への奉公を誓わせ、有力大名と奉行衆によって公儀を形成させ、彼らに「太閤様御法度御置目」を遵守することを誓わせることで、秀吉・秀頼からは相対的に独立した法的主体としての公儀を定置し、天下人たりえない秀頼の地位の安定化をはかったのである。」⁽⁹³⁾と指摘している。

藤井氏のこの指摘をまとめると、天下人である秀吉が自らを頂点とする公儀を構築し、秀頼については、諸大名に奉公を誓わせ、「有力大名と奉行衆」（引用者注：五大老・五奉行を指すと思われる）によって公儀を形成させた、ということになる。

藤井氏は、この公儀について「秀吉・秀頼からは相対的に独立した法的主体」とするが、これは秀吉の存命中のことであり、秀吉死去後の秀頼と公儀の関係について検討すると以下のようになる。

上述したように前掲「（慶長 5 年）9 月 3 日付本庄茂繁宛直江兼統書状」には「天下之御奉公と思召し、御公儀さへ能と御調尤候事」と記されていて、「天下」と「御公儀」という文言が出てくる。上述したように、この場合、「天下」＝豊臣秀頼、「御公儀」＝秀頼を直接推戴した石田・毛利連合政権（豊臣政権）と考定できるので、秀吉死去後の慶長 5 年 9 月の時点では、公儀は秀頼から相対的に独立した存在ではなく、秀頼を頂点とする公権力と見なすべきであろう。

このことは、「（慶長 5 年）8 月 5 日付真田昌幸・真田信之・真田信繁宛石田三成書状」⁽⁹⁴⁾において、「此節其方之儀、公儀有御奉公、国数可有御拝領儀」と記されていて、この度「其方」が「公儀」へ「御奉公」をして国を拝領すべきである、という意味なので、この場合の「公儀」が、「公儀」の主宰者である豊臣秀頼を指していることは明らかであることからわかる。

つまり、慶長 5 年 9 月の時点では、秀吉死去後、すでに秀吉の後継者である秀頼は「天下」としての地位を確立し、公儀の主宰者になっていた、と考えられる。ちなみに、藤井氏は、文禄 2 年(1593)の時点で「秀吉が「天下」と称されている」事例（文禄 2 年に琉球中山王に送った島津義久書状）を提示している⁽⁹⁵⁾、前掲「（慶長 5 年）9 月 3 日付本庄茂繁宛直江兼統書状」において、秀頼が「天下」と記されていることは、この事例と同様の意味を持つと考えられるので、慶長 5 年 9 月の時点で、秀頼が秀吉の後継者として最高権力者の地位を確立させていた証左と見なすことができる。

ちなみに、石田・毛利連合政権の構成メンバーで、その書状において「公儀」文言を使用したのは二大老の毛利輝元・宇喜多秀家と四奉行の一人である石田三成だけであったことは⁽⁹⁶⁾、この

3人が政権の中心人物であったことを示している⁽⁹⁷⁾。なお、これらの用例では、いずれも「公儀」の文言の上を一字分空けて闕字にしている。

石田・毛利連合政権は豊臣公儀から大老の一人であった家康を排除（政権から放逐）して成立したものであり、このことは「御仕置相改候て」（下線引用者）、（「（慶長5年）7月20日付松井康之宛大谷吉継書状」、⁽⁹⁸⁾）、「年寄衆・輝元・備前中納言殿・嶋津、此外関西之諸侍一統を以、御仕置改申候事」（下線引用者）、（「（慶長5年）7月30日付真田昌幸・真田信繁宛大谷吉継書状」、⁽⁹⁹⁾）と記されていることにもあらわれている（※以上の豊臣公儀としての石田・毛利連合政権についての概念を図1としてまとめた）。

これまでの通説では、大坂三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾した7月17日以降、9月15日の関ヶ原の戦いまでの政権の存在やその実態を明確に規定してこなかったが、本稿で明らかにしたように、この時期の政権を豊臣秀頼を直接推戴した石田・毛利連合政権と規定し、秀吉死後、恣意的な政治行動をおこなっていた家康を政権から排除（放逐）して、より純化された完成形の豊臣公儀を構築し得たことにその歴史的意義を見いだすことができる。

〔註〕

- (1) 拙稿「慶長5年7月～同年9月における石田・毛利連合政権の形成について」（『別府大学紀要』52号、別府大学、2011年）。
- (2) 布谷陽子「関ヶ原合戦の再検討－慶長五年七月十七日前後－」（『史叢』73号、日本大学史学会、2005年）。
- (3) 布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」（『史叢』77号、日本大学史学会、2007年）。
- (4) 石田・毛利連合政権によって発給された書状〔それ以外の書状も含む〕を中心とした時系列データベースを表1として作成した。以下、この表1（時系列データベース）をDBと略称する。なお、DBの中で特定の月日を参照する場合は、DB…○月○日というように表記する。また、表1などをもとに、毛利輝元、石田三成など主要人物の所在場所（居所）に関する表（慶長5年5月29日～同年9月15日）を表2として作成した。
- (5) 阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」（『歴史』117輯、東北史学会、2011年）。
- (6) ただし、布谷論文では「前田玄以の中立や増田長盛の敵方内通」が具体的に何を指すのか、については記されていない。
- (7) 義演准2－179頁。
- (8) 舜旧記1－232頁。
- (9) 白川亨「北政所は、三成の決起を支持していた！」（『歴史群像シリーズ55 石田三成－戦国を差配した才知と矜持』、学習研究社、1998年、157頁）。
- (10) 島津2－1092号。
- (11) 真田－49号。
- (12) 真田－50号。

- (13) 真田-48号。
- (14) 真田-51号。
- (15) 表2の(注1)参照。
- (16) 真田-48号。
- (17) 佐賀2-19、214頁。
- (18) 佐賀2-19~20、214~215頁。
- (19) 直状については「書止めを「…状如件」、「仍如件」のような文言で結び、日付に年次(年付)を入れる点^{トシツケ}が、純私状と区別される主要な相違点であった」と指摘されている(佐藤進一『新版古文書学入門』、法政大学出版社、2003年、119頁)。
- (20) 前掲・佐藤進一『新版古文書学入門』(174頁)には「直状(判物)は感状、所領給与、安堵、特権の付与または承認など、永続的効力を付与すべき文書に用い(後略)」(下線引用者)と指摘されている。
- (21) このように秀頼が軍功のあった部将に対して論功行賞として知行宛行をおこなったことは、知行宛行が封建的主従関係の根幹を規定する「御恩」と「奉公」の関係における「御恩」に該当する点を考慮すると、その重要性を理解することができる。なお、時慶記2-99頁(8月21日条)には、織田信雄が尾張国を(秀頼から)本国として返され遣わす、とのことである、という記載がある。織田信雄はもともと尾張国清須城主であったが天正18年(1590)に転封を拒否したため豊臣秀吉から改易された、という経緯があるので、本国として返され遣わす、という記載になったと思われる。この記載で注目されるのは、織田信雄が尾張国清須城主に復帰するということが、現在の清須城主である福島正則は豊臣秀頼によって改易される、ということの意味しており、その理由は、8月21日の時点で福島正則が豊臣公儀に敵対すること(つまり、家康に味方して家康方の部将として軍事行動をおこなうこと)が明白になった(決定的になった)からであろう(ちなみに、岐阜城攻城戦は8月23日である)。よって、この場合、実現はしなかったが、秀頼が織田信雄に対して知行宛行をおこない、福島正則に対して改易をおこなうという予定であったことになる。
- (22) この連署状における「為加勢被遣候間」の記載に関して、「蒔田を「遣わされる」のはあくまでも秀頼で、大老と奉行はそれを伝達する言いまわしである」と図録『特別展 五大老-豊臣政権の運命を託された男たち-』(大阪城天守閣、2003年、129頁)では指摘されている。
- (23) 前掲・図録『特別展 五大老-豊臣政権の運命を託された男たち-』(129頁)。
- (24) 中川-86号。
- (25) 中川-87号。
- (26) 『秋田県史』資料、古代・中世編(秋田県、1979年復刻、997号文書)。同書997号文書では、「前田玄以(印)」と記されていて黒印とは記されていない。
- (27) 中川-89号。
- (28) 三重-307頁。
- (29) 真田-54号。

- (30) 7月23日に西洞院時慶が大坂城へ行った際に、大坂城内にいた前田玄以が病気であったため対面を待たされた、ということが記されている（時慶記2-88頁）。
- (31) 真田-45号。
- (32) 真田-51号。7月晦日の時点で関東から上方へ帰陣する諸大名を尾張・美濃で人留めする、ということはこの時点で帰ってきている大名がいた、ということになる。このことは、諸大名が関東から戻ってくるのが、通説で指摘されるよりもかなり早かったことの証左となる。そして、諸大名が関東から戻ってくることを、この時点で石田三成が知っていたことも注目される。そもそも、この時点で帰ってくる大名が一人もいなかったら人留めをすることはなかったはずである。
- (33) 真田-55号。
- (34) 茨城V-466頁。
- (35) 浅野-113号。
- (36) 浅野-113号。
- (37) 浅野-113号。
- (38) 浅野-113号。
- (39) 前田玄以の名前が見えない理由は不詳であるが、四奉行であると同時に京都所司代でもあったため、大坂城に常に在城していなかったという可能性があるのかも知れない。
- (40) 義演准2-209頁。
- (41) 松井2-417号。
- (42) 松井2-418号。
- (43) 松井2-419号。
- (44) この文書の「包紙折封ウハ書」には「大谷刑部少輔分之添状一通」と記されている（松井2-417号）。この記載は、後世、松井家において文書整理の段階で記されたと思われるが、この大谷吉継書状について「添状」として理解されたことは注意すべき点である。
- (45) 真田-52号。
- (46) 慶長5年7月付で石田三成が増田長盛と連署して出した「内府ちかひの条々」が歴代5-1537号に収録されている。しかし、①他の「内府ちかひの条々」は13ヶ条であるのに対して、この文書は11ヶ条しか記載がない、②この文書は原文書ではなく写の文書である、③他の「内府ちかひの条々」は年月日（「慶長五年七月十七日」）の記載のみで差出書や宛所の記載はないのに対して、この文書には差出書として石田三成と増田長盛の名前が記され、宛所として62名の諸大名の名前が記されていることは異例である、などの理由から後世に改変された写の文書である可能性が高い。管見では、7月17日に「内府ちかひの条々」を出したあとの7月中において、石田三成が単独で大名に対して書状を出した初見は7月晦日（=30日）付の真田昌幸宛書状（真田-51号）であり、石田三成が二大老・三奉行と共に（つまり、四奉行として）連署して大名に対して書状を出した初見は8月朔日付の蒔田広定宛書状（三重-307頁）である。

- (47) 水野伍貴「秀吉死後の権力闘争と会津征討」(和泉清司編『近世・近代における地域社会の展開』、岩田書院、2010年)。
- (48) 石畑匡基「秀吉死後の政局と大谷吉継の豊臣政権復帰」(『日本歴史』772号、吉川弘文館、2012年)。
- (49) 前掲・石畑匡基「秀吉死後の政局と大谷吉継の豊臣政権復帰」。
- (50) 前掲・石畑匡基「秀吉死後の政局と大谷吉継の豊臣政権復帰」では、関ヶ原の戦いにおいて、大谷吉継が家康と袂をわかった理由として、宇喜多騒動における家康の対応に不満を持ったからという点を指摘している。しかし、関ヶ原の戦いにおいて、大谷吉継が家康と敵対した最も大きな理由は、慶長5年7月17日に大坂三奉行が家康を弾劾する「内府ちかひの条々」を出して、家康が豊臣公儀(豊臣秀頼)の敵になったから、と考えるべきであろう。
- (51) 本稿で扱う一次史料における「公儀」文言の使用例以外の事例については、拙著『新「関ヶ原合戦」論—一定説を覆す史上最大の戦いの真実—』(新人物往来社、2011年)の第3章「石田・毛利連合政権の成立」の中の「論拠(三)自らを「公儀」と称す」(100~103頁)を参照されたい。
- (52) 高嶋弘志「厚岸本庄家文書の紹介」(『釧路公立大学紀要』5号〈人文・自然科学研究〉、釧路公立大学、1993年、55頁)。この文書について、これまでの研究史では『山形縣史』第一(山形県内務部編纂、1920年発行、名著出版、1973年復刻、844~846頁)収載のものが使われてきたが、本間宏氏により「厚岸本庄家文書」所収のものが紹介されたので(公益財団法人福島県文化振興財団編『直江兼統と関ヶ原』、戎光祥出版、2014年、157頁)、本稿では「厚岸本庄家文書」所収の直江兼統書状(条書)を使用した。すでに本間氏が指摘しているように両者の間では字句に異なる箇所がある。
- (53) 前掲・公益財団法人福島県文化振興財団編『直江兼統と関ヶ原』。前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」。高橋明「会津若松城主上杉景勝の戦い・乾—奥羽越における関ヶ原支戦の顛末—」(『福大史学』80号、福島大学史学会、2009年)。光成準治『関ヶ原前夜—西軍大名たちの戦い』(日本放送出版協会、2009年)。
- (54) 前掲・公益財団法人福島県文化振興財団編『直江兼統と関ヶ原』(112~113頁)。
- (55) 前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」(47頁)。
- (56) 前掲・高橋明「会津若松城主上杉景勝の戦い・乾—奥羽越における関ヶ原支戦の顛末—」(81頁)。
- (57) 前掲・光成準治『関ヶ原前夜—西軍大名たちの戦い』(174頁)。
- (58) 前掲・高嶋弘志「厚岸本庄家文書の紹介」(55、56頁)。
- (59) 前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」(48、50頁)。
- (60) 前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」(51頁)では、上杉景勝の軍事行動の意図について「慶長五年における上杉景勝の軍事行動には、実力による領土拡張を目指す意図を見出すことはできない。あくまで上方西軍の動向、中央政局に連動する戦略であったとみられる。なお、上方西軍との連携以前の家康との抗争は、既述のように迎撃であり、政争であって、領土拡張を目指すものとは考えていない。」「慶長五年から六年にかけて政宗が執拗に上杉領、伊達氏の旧領刈田郡・伊達郡・信夫郡を激しく攻撃したのは、その回復を目指したためと考えられている。また、義光も天正一〇年代に上杉氏と争奪戦を

繰り返した出羽庄内を慶長六年までに実力で掌握した。両者の領土的野心が指摘される。これを完全に否定はしないが、この両者（引用者注：伊達政宗と最上義光）の軍事行動はそもそも家康の会津出兵に端を発したものであり、家康の動向に大きく規制されていた。（中略）したがって、戦国時代のように戦国大名・領主の意志のみで情勢が決する状況とはすでに段階は異なっていると思われる。慶長五・六年の抗争は家康と三成ら西軍の衝突のみならず、地方における領土をめぐる戦闘も政局の影響を強く受けた政治的抗争という性格を完全に排除することはできないのではあるまいか。はじめにでみたように政争という視点が慶長五年から六年の争乱を理解する上で重要であろう。」と指摘し、さらに前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」（56頁）では、「これらの政宗や義光の攻撃を上杉氏は迎撃しているが、これを上杉氏の私利私欲に基づく抗争と理解すべきだろうか。防戦は区別して理解できないだろうか。」と指摘している。

この阿部氏の考えを要約すると、慶長5年～同6年の伊達政宗、最上義光の軍事行動については領土的野心が一定程度認められるものの、上杉景勝の軍事行動には領土拡張の意図はなく、伊達政宗、最上義光の攻撃に対する迎撃は防戦を主眼としたものである、ということになろう。そして、「地方における領土をめぐる戦闘も政局（引用者注：中央政局の意味と思われる）の影響を強く受けた政治的抗争」（下線引用者）であり、「政争という視点が慶長五年から六年の争乱を理解する上で重要」（下線引用者）と見なしている。

この「政争」という視点は、本間弘氏も「東国諸大名の動きを見ると、確かに伊達政宗は特殊な動きを見せていますが、【史料27】や【史料28】が示すように、最上領に侵攻した上杉氏でさえ、軍事力発動を最後の手段と認識しています。【史料26】において、直江兼統が「白石などのことにお構いなく」と表現していることからわかるように、奥羽越における慶長五年の戦いは、城や領土を奪い合う戦国期の戦いとは本質的に異なる「政争」であったというのが、本書における解釈です。」（下線引用者）、（前掲・公益財団法人福島県文化振興財団編『直江兼統と関ヶ原』、160頁）というように同様の指摘をしている。

このように、阿部氏、本間氏の指摘において「政争」がキーワードになっているが、「政争」という言葉の意味を考えた場合、やはり、武力闘争、武力衝突とは切り離れた意味で「政争」という言葉を使用することが多いのではないだろうか。『日本国語大辞典（第二版）』7巻（小学館、2001年、1214頁）では「政争」の意味について「政治上の主義、主張などについての争い。政界の争い。政権の奪いあい。」としており、軍事闘争、武力衝突などの意味を関連させて説明しているわけではない。

慶長5年の上杉景勝、伊達政宗、最上義光をめぐる上述のケースでは、その意図は別にして現実に軍事衝突はおこっているものであり、「政争」というキーワードに集約させることには疑問が残る。むしろ、単に「政争」であるかないか、という点に論点を絞るのではなく、阿部氏が指摘しているように豊臣公儀（阿部氏は「上方西軍」と表記している）と上杉景勝の軍事行動を結び付けて考え、豊臣公儀という高次のテーゼのもとに、伊達政宗や最上義光の領土的野心（私的野心）をも吞却して止揚していく方向に向かうという見方をした方が適切なのではないだろうか。

- (61) 前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」（46頁）。

- (62) 真田-59号。
- (63) 茨城V-466頁。
- (64) 前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」(50頁)。
- (65) 松井3-443号。
- (66) 島津2-1093号。
- (67) 義演准2-211頁。
- (68) 『横手市史』史料編、古代・中世(横手市、2006年、335号文書)。「(慶長5年)8月13日付最上義光宛南部利直起請文」は、神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本 古文書-近世旗本家伝文書集-』下巻(東京堂出版、2001年、2335号文書)にも収載されている。なお、前掲・神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本 古文書-近世旗本家伝文書集-』下巻(2335号文書)では「年未詳」としているが慶長5年に比定すべきであろう。
- (69) 前掲『記録御用所本 古文書-近世旗本家伝文書集-』下巻(2335号文書)には、「不審をは速無相違可申談之事」(下線引用者)と記されている。
- (70) 前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」(45-46頁、及び55頁の註(30))。
- (71) 前掲『横手市史』史料編、古代・中世(335号文書)でも同様に「上様」を徳川家康、「中納言様」を徳川秀忠に比定している。この下線aの「上様・中納言様」の記載箇所について、前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」によれば、『山形県史』資料編15下、古代中世史料2(山形県、1979年、576頁)の「(慶長5年)8月13日付最上義光宛南部利直起請文」の活字翻刻では「上杉中納言様」となっている点を指摘し、その出典である内閣文庫所蔵「古文書(記録御用所本)」の写真帳(東京大学史料編纂所架蔵)を阿部氏が閲覧して「上様中納言様」と記載されていることを確認した。また、筆者(白峰)が前掲・神崎彰利監修、下山治久編『記録御用所本 古文書-近世旗本家伝文書集-』下巻(2335号文書)収載の「(慶長5年)8月13日付最上義光宛南部利直起請文」を見たところ、その活字翻刻でも「上様・中納言様」と記載されていることが確認できた。ということは、前掲『山形県史』資料編15下(576頁)の活字翻刻が誤りであったことになる。ただし、前掲・高橋明「会津若松城主上杉景勝の戦い・乾-奥羽越における関ヶ原支戦の顛末-」(78頁)では、「この時期家康を「上様」と呼ぶは管見に触れず、前者(引用者注:「上杉中納言様」という記載)が原本に忠実と考える」と指摘されている。この高橋氏の指摘に関連して、本間宏氏は「ここに記されている「上様・中納言様」が徳川家康と徳川秀忠を指すと理解すべきかどうかは、なお検討を要します。高橋明氏が指摘するとおり、慶長5年当時の書状において、徳川家康を「上様」と表記する事例が他に認められないからです。」(前掲・公益財団法人福島県文化振興財団編『直江兼統と関ヶ原』、156頁)と指摘している。こうした高橋氏、本多氏の指摘(慶長5年当時の書状では、徳川家康を「上様」と表記する事例が他にないこと)を考慮すると、私見のように「上様・中納言様」の解釈として、「上様」は豊臣秀頼、「中納言様」は毛利輝元を指すと考えるのが最も整合的な解釈であると思われる。
- (72) 真田-59号。

- (73) 熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書』中世編（吉川弘文館、2010年、111号文書〔289~290頁〕）。
- (74) 前掲・熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書』中世編、111号文書の活字翻刻では「太閤様」となっているが、活字翻刻と同じページに掲載されている同文書の写真により「大閤様」に訂正した。豊臣秀吉について「太閤」ではなく、「大閤」と記されている理由については、「当時の文書や日記には、すべて「大」で出てきます。『太閤記』のように、「太」の字を書くようになるのは、江戸時代に入ってからでしょうか。ですから、『豊大閤真蹟集』の書名も、「大」の字が書かれているわけです。」（染谷光廣『秀吉の手紙を読む』、吉川弘文館、2013年、201頁）という染谷光廣氏の指摘がある。
- (75) 細川護貞監修『綿考輯録』1巻（出水神社発行、汲古書院製作・発売、1988年、214頁）。この細川幽斎書状写は『武家事紀』中巻（素行子山鹿高興著、山鹿素行先生全集刊行会編纂・発行、1916年、原書房、1982年復刻、663~664頁）にも収載されている。
- (76) 松井2-423号。
- (77) 前掲『山口県史』史料編、中世4（878~879頁）。
- (78) 「裁判・宰判（さいばん）」には「とりしきること。管理すること。支配すること。」という意味がある（『日本国語大辞典（第二版）』5巻、小学館、2001年、1328頁）。
- (79) 『新修福岡市史』資料編、中世1（福岡市、2010年、1020頁）
- (80) 松井2-423号。
- (81) 『大阪編年史』3巻（大阪市立中央図書館、1967年、100頁）。
- (82) 松井3-442号。
- (83) 真田-59号。
- (84) この景勝書状で「肝要至極存候」と記されていることは明確に同調していることを示している。
- (85) 「（慶長5年）7月29日付真田昌幸宛長束正家・増田長盛・前田玄以連署状」（真田-48号）には「九州・西国・北国一篇二申談候」と記されている。
- (86) 阿部氏は「秋田実季・最上義光対決之次第」（前掲『横手市史』史料編、古代・中世、344号文書）を史料の根拠として「長盛・正家・玄以ら連判の回文（副状であろう）と「内府様ちかひめ之条数」が兼統の副状とともに届き、それを受け取った出羽の諸将に動揺が走ったとある」と指摘し、さらに、『秋田県史』資料、古代・中世編に、この「連判の回文に該当すると思われる」秋田実季宛・小野寺義道宛の文書が収載されていて、それを見ると「実際には回文ではなく、上方西軍が奥羽諸將個別に宛てて文書を作成し、与同を呼びかけたことが分かる」と指摘している（前掲・阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」、42、43頁）。
- (87) 前掲註（86）参照。
- (88) 『国史大辞典』15巻上、補遺（吉川弘文館、1996年、66頁、「公儀」の項。この項の執筆は深谷克己氏）。
- (89) 『角川新版日本史辞典』（角川書店、1996年、356頁）。
- (90) 『日本史大事典』3巻（平凡社、1993年、36頁、「公儀」の項。この項の執筆は高木昭作氏）。なお、引

用箇所の(後略)の部分では「たとえば豊臣秀吉の死後から関ヶ原の戦いの間の最高権力の所在があいまいな時期にも、この意味で公儀という言葉が使用されている」としている。しかし、秀吉死去後から関ヶ原の戦いの間に至る時期の最高権力者は豊臣秀頼であるから、この時期が「最高権力の所在があいまいな時期」であったというわけではない。

- (91) 『日本史大事典』1巻(平凡社、1992年、1122頁、「公(おおやけ)」の項。この項の執筆は網野善彦氏)。
- (92) 藤井讓治「十七世紀の日本－武家の国家の形成」(『岩波講座 日本通史』12巻、近世2、岩波書店、1994年、18頁)。
- (93) 前掲・藤井讓治「十七世紀の日本－武家の国家の形成」(18～19頁)。
- (94) 真田－55号。
- (95) 前掲・藤井讓治「十七世紀の日本－武家の国家の形成」(18頁)。
- (96) 「(慶長5年)8月朔日付島津忠恒宛毛利輝元・宇喜多秀家連署状」(島津2－1092号)、「(慶長5年)7月晦日付真田昌幸宛石田三成書状」(真田－51号)、「(慶長5年)8月5日付真田昌幸・真田信之・真田信繁宛石田三成書状」(真田－55号)、「(慶長5年)8月10日付真田昌幸・真田信繁宛石田三成書状」(浅野－113号)。
- (97) この3人(毛利輝元・宇喜多秀家・石田三成)のうちでも、特に毛利輝元と石田三成が当該期の豊臣公儀を牽引したことは、「(慶長5年)7月21日付松井康之・有吉立行・魚住昌永宛細川忠興書状」(松井3－431号)に「石治部・輝元申談、色立候由、上方方内府へ追々御注進候」と記されていることから理解できる。
- (98) 松井2－417号。
- (99) 真田－52号。

【出典の略称一覧】

上記の〔註〕における出典史料の各略称は以下ようになる。

義演准2…『義演准后日記』第2〈史料纂集〉(続群書類従完成会、1984年)。

舜旧記1…『舜旧記』第1〈史料纂集〉(続群書類従完成会、1970年)。

時慶記2…『時慶記』第2巻(時慶記研究会編、宗教法人本願寺蔵、本願寺出版社発行、臨川書店総発売元、2005年)。

真田…米山一政編『真田家文書』上巻(長野市、1981年発行、2005年改訂)。

佐賀2…『佐賀県近世史料』第1編第2巻(佐賀県立図書館、1994年)。

中川…『中川家文書』(神戸大学文学部日本史研究室編、臨川書店発行、1987年)。

三重…『三重県史』資料編、近世1(三重県、1993年)。

茨城V…『茨城県史料』中世編V(茨城県、1994年)。

浅野…『大日本古文書』〈浅野家文書〉(東京大学出版会、1906年発行、1968年復刻)。

島津2…『大日本古文書』〈島津家文書之二〉(東京大学出版会、1953年)。

- 松井2 …『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2（八代市立博物館未来の森ミュージアム、1997年）。
- 松井3 …『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2（八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年）。
- 歴代5 …『歴代古案』第5〈史料纂集〉（続群書類従完成会、2002年）。

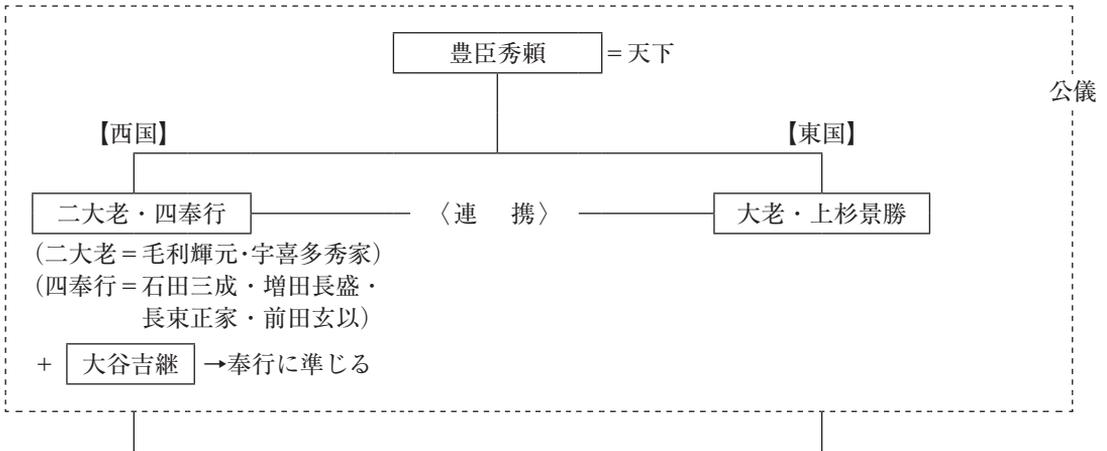
【付記】

本稿の成稿後、阿部哲人「関ヶ原合戦と奥羽の諸大名」（高橋充編『東北近世の胎動』〈東北の中世史⑤〉、吉川弘文館、2016年）が刊行された。本稿と合わせてお読みいただきたい。

図 1

豊臣公儀としての石田・毛利連合政権についての概念図

※石田・毛利連合政権（豊臣公儀）による全国支配のスキーム



▼豊臣秀頼（大坂城本丸）を直接推戴して
大坂城西の丸に毛利輝元が在城

▼伊達政宗・最上義光などの東北の諸大名
を統括して軍事指揮下に置く

▼九州・西国・北国を掌握

▼豊臣公儀の敵である徳川家康の本拠地である
関東へ出兵を予定

[徳川家康に対する対応]

豊臣秀吉の死後、徳川家康が秀吉の置目に背き、恣意的な政治行動をおこなったため、二大老・四奉行が話し合って置目を立てて豊臣秀頼を推戴して石田・毛利連合政権を樹立

↓

徳川家康を豊臣公儀から排除して、政権から放逐し武力討伐をおこなう

※上杉景勝の東国における役割については、阿部哲人「慶長五年の戦局における上杉景勝」（『歴史』117輯、東北史学会、2011年）を参照した。

表1 石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース

※以下は、石田・毛利連合政権（慶長5年7月17日～同年9月15日）が発給した書状を中心に時系列にまとめたものである。

月日	発給者	宛所	内容(摘要)	史料典拠
(慶長5年) 5月7日	長東正家・増田長盛・前田玄以・中村一氏・生駒親正・堀尾吉晴	井伊直政	この度の直江兼続の所行は不届きであり、家康が腹を立てるのは尤もに思う。秀頼様は御若年なので、今、家康が（上杉討伐のために）下向すれば、秀頼様を見捨てたように下々は思うだろう。	歴代4 - 1283号 武家 - 541頁
(慶長5年) 6月15日	増田長盛・長東正家・前田玄以	兼松正吉	会津攻め（上杉討伐）の途次における兵糧の給付などについて伝える。	愛知県 - 893号
(慶長5年) 6月15日	増田長盛・長東正家・前田玄以	伊丹甚大夫	会津攻め（上杉討伐）の途次における兵糧の給付などについて伝える。	愛知県 - 894号
(慶長5年) 6月17日	増田長盛	田中吉次	三河下向の挨拶に対して謝意を述べる。	柳川2 - 413頁
(慶長5年) 6月25日	長東正家・増田長盛・前田玄以	新庄直忠・駒井重勝・岡本次兵衛、他5名	兼松正吉の会津攻め（上杉討伐）出陣につき、尾張国熱田・三河国高山などでの兵糧給付を定める。	愛知県 - 900号 柳川2 - 413～414頁
慶長5年7月10日	長東正家・増田長盛・前田玄以	溝江長晴	米24石3升、大豆2石6斗7升の合計26石7斗を、溝江長晴の御普請人数（大坂城普請カ）60人の5月朔日より7月晦日までの日数89日分の扶持方として給与することを伝える。	中村 - 11号
(慶長5年) 7月12日	増田長盛	永井直勝	この度、垂井において大谷吉継が両日嫌い、両日滞留した。石田三成の出陣の「申分」について「爰元」では「雑説」がある。 ^(注1)	家康・中 - 518頁
(慶長5年) 7月12日	前田玄以・増田長盛・長東正家	毛利輝元	「大坂御仕置之儀」について（豊臣秀頼の）「御意」を得るため、早々に上坂するように伝える。 ^(注2)	九州 - 参11号 松井2 - 415号
(慶長5年) 7月15日	毛利輝元	加藤清正	両三人（前田玄以・増田長盛・長東正家）からこのように書状が来たので、今日（7月）15日に（国許を）	九州 - 参12号 松井2 - 416号

(慶長5年) 7月15日 (注4)	毛利輝元	記載なし(高津忠恒カ)	出船することを報じる。秀頼様へ忠節を遂げるべきことを言上し、(加藤清正が)早々に上洛することを待っている旨を伝える。(注3)	旧雑-551頁 高津2-1094号
(慶長5年) 7月15日	島津義弘	上杉景勝(注5)	この度、家康が貴国へ出陣したことについて、毛利輝元・宇喜多秀家をはじめ、三奉行(「大坂御老衆」)・小西行長・大谷吉継・石田三成が相談して秀頼様の御為なので、上杉景勝に同意すべきである旨を聞いた。自分(島津義弘)もその通りである(と思う)。詳しくは石田三成より述べる予定である。(注6)	旧雑-552頁
(慶長5年) 7月17日	長東正家・増田長盛・前田玄以	中川秀成	家康の誓紙違反を糾弾し、家康が秀頼を見捨てて(上杉討伐に)出馬したことを報じる。(秀頼のために)軍勢を連れて早々に上るよう要請する。	中川-86号 九州-55号
慶長5年7月17日	記載なし(長東正家・増田長盛・前田玄以)	記載なし	「内府ちかひの条々」→家康が秀吉の法度に背いた罪13ヶ条を列記して諸大名に出した。	新福岡市・中1-1019 ~1020頁 石田-87頁 徳島-64頁 九州-参13号 関史-163~164頁 大阪編年-96~97頁 松井2-419号 秋田-997号
慶長5年7月17日	惣中連判	徳川家康(注7)	「内府違之条々」 ※武家-541~542頁は12ヶ条である	武家-541~542頁

慶長5年7月	増田長盛・石田三成	毛利輝元、他61名	「条々」(=「内府ちかひの条々」) ※歴代5-1537号は11ヶ条である	歴代5-1537号
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	中川秀成	家康が秀頼を見捨てて上杉景勝の討伐のために出馬 したことを報じ、秀頼への忠節を命じる。	中川-87号
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	立花宗茂	同上	新福岡市・中1-1020頁 関史-164頁 大阪編年-98頁
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	筑紫広門	同上	大阪編年-98頁 関史-164頁
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	松井康之	同上	九州-参14号 松井2-418号
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	真田昌幸	同上	真田-45号 大阪編年-99頁
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	堀尾吉晴	同上	武家-663頁 大阪編年-99~100頁 関史-164頁
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	島津義弘	同上	旧雑-552頁 大阪編年-99頁 関史-164頁
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	秋田実季	同上	秋田-997号
(慶長5年)7月17日	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	小野寺義道	同上	秋田-997号 横手-324号
(慶長5年)7月 ⁽⁷⁾ 7日 (17日カ)	長東正家・増田長盛・ 前田玄以	金森長近	同上	岐阜4-949頁 福井6-106頁

(慶長5年) 7月17日	長東正家・増田長盛・前田玄以	別所吉治	細川忠興はいずれの忠節もなく、秀吉が取り立てた福原直高の跡職を家康より扶助され、今回は何の咎もない上杉景勝への発向について家康に助勢したことはどうしようもないことである。よって、秀頼様より御成敗のため、各自が差し違わされるので軍忠を抽んでるように命じる。	松井2-423号
(慶長5年) 7月17日	毛利輝元・宇喜多秀家	前田利長	去年以来、家康が御置目に背き、上巻誓紙を違えて恣意的な働きをしていることについて、年寄衆(三奉行)より(前田利長へ)申し入れる予定である。特に、奉行(五大老)・年寄(五奉行)を一人ずつ失脚させては(前田利長、浅野長政の失脚を指す)、どうして秀頼様が(政権を)調えることができらるうか。そのことを引き続いて思い詰め、今回、各自が相談して(家康と)戦うことになった。(この点については)きつと御手前(前田利長)も同様であらう。この際、秀頼様へ御馳走することは申すまでもないので返事を待つ。 ^(注8)	武家-663頁 関史-164~165頁 大阪編年-100~101頁
(慶長5年) 7月20日	大谷吉継	松井康之	「御ふれ折紙」と「内府ちかいの条数」を下したのでよく見て、「太閤様連々の御恩賞」を忘却していいないのであれば、早々に「此方」(大坂)へ上るよるに指示。	松井2-417号 九州-参15号
(慶長5年) 7月23日	毛利輝元	桂元方	大坂では諸人質等を取り堅め、そのほか(大坂)城の普請等について緩みがない旨を伝える。	中村-12号
(慶長5年) 7月26日	長東正家・増田長盛・前田玄以	中川秀成	家康が秀吉の置目に背いたため、毛利輝元・宇喜多秀家・島津義弘が年寄中(奉行衆)と相談して秀頼に味方したことを報じる。そして、秀頼への忠節を命じる。軍勢を連れて早々に上るよるに要請する。	中川-89号

慶長5年7月29日	長東正家・増田長盛・前田玄以・毛利輝元	佐波広忠	阿波国猪山城（徳島城）の山上・山下以外に陣取りしないように命じる。乱暴・狼藉を働く者については、速やかに成敗を加えるように指示。	関史-190頁 萩藩閣2-638頁
(慶長5年)7月29日	長東正家・増田長盛・前田玄以	真田昌幸	大坂城西の丸に毛利輝元が移ったこと、攻撃中の伏見城落城が間近であることなどを報じる。秀頼への忠節を命じる。	真田-48号
(慶長5年)7月29日	宇喜多秀家	真田昌幸	去年以降、家康が置目に背き、恣意的な働きがあったため、この度、各自が相談して（家康との）戦いになったことを報じる。秀頼への忠節を命じる。	真田-49号
(慶長5年)7月29日	毛利輝元	真田昌幸	去年以降、家康が置目に背き、恣意的な働きがあったため、この度、各自が相談して（家康との）戦いになったことを報じる。秀頼への忠節を命じる。	真田-50号
(慶長5年)7月晦日	石田三成	真田昌幸	去る(7月)21日の両度の両度の御使札が、(7月)27日に近江佐和山へ到来して拝見したことを伝える。 ^(注9) 昨日(7月29日)石田三成が伏見までのぼったことを伝える。尾張・美濃両国で人留めを実施し、関東より帰陣しようとする諸將を糾問することを伝える。	真田-51号 愛知県-914号
(慶長5年)7月30日	大谷吉継	真田昌幸・真田信繁	家康は去々年（慶長3年）以後、（家康の）御仕置が太閤様（秀吉）の御定に背き、（このままでは）秀頼様の「御成立」ができない、とのことで、年寄衆（三奉行）・毛利輝元・宇喜多秀家・島津義弘、このほか「関西之諸侍」が「一統」をもって、御仕置を改めたことを伝える。	真田-52号
(慶長5年)8月朔日	長東正家・増田長盛	真田昌幸	今日、伏見城を攻略したことを伝える。上杉景勝と佐竹義宣は一味であることを報じる。秀頼への忠節を命じる。	真田-53号
(慶長5年)8月朔日	長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家	木下利房	前田利長が小松方面に少々出陣してきて、人質等のことを申し懸けてきたので、木下利房と同勝俊に對して北庄城への加勢のために行くように指示する。	武家-663頁 関史-197~198頁

				明日・明後日に用意をして、(8月)5日には行くように指示する。				高津2-1092号 旧雑-561~562頁
(慶長5年)8月朔日	毛利輝元・宇喜多秀家	島津忠恒	鍋島勝茂・毛利勝永	「天下之儀」は「古曆」より申し入れるので(詳しくは)述べない。御人数(軍勢)について国中残らず召し連れて上洛するように指示する。玉葉・兵糧等のことは「公儀」より申し付けるので、御人数(軍勢)は有り次第に御馳走するように指示する。 ^(注10)				佐賀2-19、214頁
(慶長5年)8月朔日	増田長盛	長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家 ^(注11)	増田長盛	(伏見城の)本丸について御手前より乗り取った、とのこととで御手柄として賞する。				三重-307頁 五大老-128号
(慶長5年)8月朔日	織田秀信	遠藤胤直	遠藤胤直	「其方」のことは、勢州(伊勢)の城々へ加勢として遣わすので、明日(8月2日)・明後日(8月3日)に用意して、来る(8月)5日に行くように指示する。人数(軍勢)は有り次第に召し連れるように指示する。所のことは追って述べる予定である。				郡上1-38~39頁、51頁
(慶長5年)8月朔日★				遠藤彦右衛門が(織田秀信のところへ)来て、そちらの様子を聞き届けた。この度、その方の比類ない働きは格別である。そちらの方面が手薄であれば、鉄炮の者を遣わす予定である。その方の様子については五奉行衆へ申し遣わすこととする。(敵対している)遠藤慶隆の知行については、成り次第に管理するように指示する。鉄炮30挺と玉葉(火薬)を遣わす。 ^(注12)				
(慶長5年)8月2日★	細川藤孝	東條紀伊守・上田勘右衛門・三好助兵衛	東條紀伊守・上田勘右衛門・三好助兵衛	秀頼様に対して何をもちて疎略にするだろうか。この度、細川忠興が関東に出陣したのは家康が世間の御後見であるため、奉公であると思っていたところ思いのほかであり、やむを得ない。「御奉行衆」への通りに述べるように依頼した。 ^(注13)				武家-664頁 綿考-214頁 細川-111号
(慶長5年)8月2日	長東正家・増田長盛・前田玄以	鍋島勝茂・毛利勝永	鍋島勝茂・毛利勝永	伏見城本丸を乗り崩し、西の丸から逃げる(敵が)逃げ落ちるところを鑓を合わせて、首100程を討ち取ったことを御手柄として賞する。 ^(注14)				関史-198頁 佐賀2-19、214頁

(慶長5年) 8月2日	長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家 (注15)	真田昌幸	秀吉の御不慮（死去）以後、家康は御置目に背き、上巻誓紙を違え、恣意的な働きは是非なき次第である。丹後へは人数（軍勢）を遣わして、（細川方の）城々をいずれも受け取り、田辺城の二の丸と町を焼き崩して押し詰め、仕寄にて堀際まで攻めたことを報告する。よって、落城が間もなくであることを報じる。	真田-54号 関史-200~201頁
(慶長5年) 8月4日	毛利輝元・宇喜多秀家 (注16)	松井康之	木付城受け取りのため太田一成（臼杵城主・太田一吉の子）を遣わしたので、早々に城を明け渡すように命じる。	松井3-444号 九州-参26号 関史-204頁
(慶長5年) 8月4日	長東正家・石田三成・増田長盛・前田玄以 (注16)	松井康之	丹後では城々をすべて受け取り、「田辺一城」の町と二の丸まで放火し、攻め詰める仕寄を申し付けたので落城が間もなくであることを報じる。秀頼様へ御忠節をすべきであり、太田一成へ申し渡して差し下すので、木付城を速やかに明け渡すように命じる。	松井3-443号 九州-参25号 関史-205頁
(慶長5年) 8月5日	石田三成	真田昌幸・真田信之・真田信繁	拙者（石田三成）のことは、まず尾張方面へ織田秀信と相談して人数（軍勢）を出すことを報じる。福島正則は、ただ今「御理半」（説得中という意味か？）であると伝える。	真田-55号 武家-664頁 関史-207~209頁 新潟7-7号 愛知県-927号
(慶長5年) 8月5日	備口人数		伊勢口、美濃口、北国口、瀬田橋詰在番、大坂御留守居における諸将とその軍勢の人数が記載されている。	真田-56号 武家-665頁 愛知県-928号
慶長5年8月5日	毛利輝元・宇喜多秀家	鍋島勝茂・毛利勝永	伏見城では（徳川方が）御留守居を追い出し、関東の凡下・野人の者共が御座所を踏み荒らしたため、それぞれ城際まで押し詰め、即時に乗り崩し、鳥居元忠をはじめ800余人を討ち果たしたことを賞する。その働きを賞して、豊臣秀頼から金子20枚、知行3000石を与えることを下達する。 ^(注17)	関史-223~224頁 佐賀2-19~20、214~215頁
(慶長5年) 8月6日	石田三成	真田昌幸	去る（8月）3日の書状が、今日（8月）6日子の刻（夜中の12時頃）に佐和山へ参着し拜見したことに	歴代4-1282号 武家-667頁

(慶長5年8月カ) 7日★	豪姫(宇喜多秀家の妻)	廊坊(大和国長谷寺)	を伝える。 ^(注18) 尾張国攻撃の予定、ならびに加賀野井重望による水野忠重(三河国刈谷城主)殺害などについて報じる。	茨城V-462頁 関史-213~215頁 新潟7-8号 愛知県-931号
(慶長5年) 8月7日 ^(注20) (10日カ)	石田三成	記載なし	宇喜多秀家がまもなく出陣するので、何事もなく、弓矢の加護があるように祈念する。 ^(注19)	五大老-127号
(慶長5年) 8月7日 ^(注21) (10日カ)	石田三成	佐竹義宣	去月(7月)23日に「其地」を立った飛脚が、異儀なく大坂へ着いたことを伝える。同月(7月)26日の書状も近江佐和山において拝見したことを伝える。この飛脚(7月26日の書状を持ってきた飛脚のことか?)は大坂へ通したことを伝える。(飛脚は追って帰し遣わす予定であると伝える。尾張国攻撃の予定、ならびに加賀野井重望による水野忠重(三河国刈谷城主)殺害などについて報じる。「我等」(石田三成)のことは、尾張・美濃境目の仕置のために、尾張方面へ一昨日(8月)8日に出陣したことを報じる。 ^(注21)	歴代1-114号
(慶長5年) 8月7日 ^(注20) (10日カ)	石田三成	佐竹義宣	同上	歴代5-1453号 関史-228~230頁 新潟7-9号
(慶長5年) 8月10日	石田三成	佐竹義宣	同上	茨城V-466頁 愛知県-939号
(慶長5年) 8月10日	石田三成	真田昌幸・真田信繁	去る(8月)5日の書状を、今日(8月10日)、濃州(美濃)大垣において拝見したことを伝える。 ^(注22) 尾張・三河両国に在陣する家康方諸將の動向を報じ、三成の尾張・美濃両国への出陣を報じる。大坂には増田長盛がいて、大坂城には毛利輝元が在城し、京都・大坂は静かであることを報じる。伊勢へは安国寺惠瓊、吉川広家が1万余(人)を召し連れ、長束正家も同道して出陣したことを報じる。島津義弘そのほ	浅野-113号 新潟7-10号 愛知県-938号

慶長5年8月13日	石田三成	尾州飛保曼陀羅寺（現愛知県江南市前飛保）	か九州の諸大名が佐和山へ来ていて、人数（軍勢）の必要次第に尾張・美濃の間へ打ち打ち出す予定であることを報じる。	愛知県-942号
(慶長5年)8月14日	増田長盛	松井康之	禁制（5ヶ条） 上方ではいよいよ「一篇相濟候」ことを伝える。松井康之に対して「大閤様御懇之儀」を「御忘却」したのか、と述べ、「貴所一身之躰」にて上るのであれば、細川幽齋のことも相談したい、と述べる。「大閤様」の御恩を忘れ、秀頼様への逆意があるのか、と非難する。	松井3-442号 九州-参28号
(慶長5年)8月15日	毛利輝元	記載なし（島津忠恒カ）	伏見（城攻撃）のことについては、島津義弘などの御手柄によって乗り崩し、すべて討ち果たした。この頃は、伊勢方面に人数（軍勢）を出し所々の仕置等を申し付けている。きつと家康は上洛するのであるから、一戦に及ぶべき覚悟はしている。東国のことは、佐竹義宣・最上義光は上杉景勝の味方ということであり、そのため、家康は上洛も（いつになるのか）定まっていない、と聞いている。この方面（大坂）は、丈夫に申し付けているので安心するように、と伝える。一刻も早く上洛するように指示する。 <small>(注23)</small>	高津2-1093号 旧雑-562~563頁
(慶長5年)8月25日	上杉景勝	長東正家・増田長盛・石田三成・前田玄以・毛利輝元・宇喜多秀家	秀吉の死去後、家康が御置日に背き、上巻誓紙を違え、「恣之仕合」をしているので、各自が相談して御置目を立てて、秀頼様のために「御馳走之段」を肝要至極と（景勝が）思っていることを伝える。 <small>(注24)</small>	真田-59号 関史-292~294頁
(慶長5年)8月26日	増田長盛	吉川広家	この度、津の城を乗り崩した時の御手柄のことは、隠れない（ものである）。我等（増田長盛）においても、満足はこれに過ぎるものではない。美濃方面において、まで放火して、退くことができず在陣している、	吉川1-725号 三重-309頁 関史-298頁

(慶長5年) 8月26日	増田長盛	鍋島勝茂	鍋島勝茂	このことである。「其表」の御人数(軍勢)を追々(美濃方面へ)行かせるように。「此方」(大坂城)より御人数(軍勢)を差し遣わすので(敵を)すべて討ち果たすことは眼前(明らか)である。 ^(註25)	鍋島2-21、218頁
慶長5年8月26日	安国寺惠瓊・長東正家	小山村(現三重県津市一志町小山)	小山村(現三重県津市一志町小山)	津城の南の浜手を受け取り、即時に二の丸まで乗り(込み)、敵を数多く討ち取ったことを御手柄として賞する。本城(本丸)の落去は間もなくと思われるので、いよいよ御粉骨が肝要である。	三重-309頁
慶長5年8月27日	石田三成・小西行長・島津義弘・宇喜多秀家	はやしむら(現岐阜県大垣市林町)	はやしむら(現岐阜県大垣市林町)	禁制(1ケ条)	岐阜1-562頁
(慶長5年) 9月朔日 ★	徳川家康	真田信之	真田信之	大垣城に石田三成・島津義弘・宇喜多秀家・小西行長が籠っているのを、それを包囲して水攻めにすべく、家康が出馬したことを報じる。	真田-60号
慶長5年9月5日	石田三成・小西行長・島津義弘・宇喜多秀家	あ(かさか)さいゑん寺(西園寺)(現岐阜県大垣市草道島町)	あ(かさか)さいゑん寺(西園寺)(現岐阜県大垣市草道島町)	禁制(3ケ条)	岐阜1-568頁
(慶長5年) 9月9日	石田三成・島津義弘	加納村(現岐阜県岐阜市加納)	加納村(現岐阜県岐阜市加納)	禁制(3ケ条)	岐阜1-16頁
(慶長5年) 9月12日	石田三成	増田長盛	増田長盛	敵は今日(9月12日)、赤坂に至り、何の「行」(軍事行動)もなく延々と居陣していることを伝える。ものを待つように、しつかりとしている状況であり、(そういう状況は)不審である、とおのおの(の諸将)が言っていることを伝える。 ^(註27)	家康・中-682~686頁 愛知県-1019号 関史-347~351頁
(慶長5年) 9月13日	増田長盛・毛利輝元	多賀秀種	多賀秀種	大津城三の丸・二の丸を今朝一番に乗り崩し、首5つを討ち取ったことを賞する。 ^(註28)	武家-670頁 関史-352~353頁
(慶長5年) 9月13日 午之刻(昼の12時頃)	増田長盛・毛利輝元	多賀秀種	多賀秀種	大津城三の丸を載り崩した旨の注進を聞き届け、満了したことを伝える。その御手柄を賞する。	武家-670頁

(慶長5年) 9月	増田長盛	多賀秀種	(大津城攻撃が終り) 伏見まで(自分の軍勢を)引き上げてきたことを了承。人数(軍勢)はまらず在所へ遣わすことを了承。今回の御手柄を賞する。	武家 - 670頁
(慶長5年) 9月14日	安国寺恵瓊・大谷吉継・石田三成・長束正家・宇喜多秀家	稲葉佐渡守・平岡石見守	秀頼公が15歳になるまでは、関白職と天下は秀秋公へ譲渡すべきこと、秀秋公の上方での御賄のため播磨国を渡すべきことは言うに及ばず、筑後・筑前両国は前々のごとく(与えること)、などを記す。 <small>(注29)</small>	武家 - 671頁

【凡例①】

真田…米山一政編『真田家文書』上巻(長野市、1981年発行、2005年改訂)の文書番号
 歴代1…『歴代古案』第1〈史料纂集〉(統群書類従完成会、1993年)の文書番号
 歴代4…『歴代古案』第4〈史料纂集〉(統群書類従完成会、2000年)の文書番号
 歴代5…『歴代古案』第5〈史料纂集〉(統群書類従完成会、2002年)の文書番号
 浅野…『大日本古文書』(浅野家文書)(東京大学出版会、1979年復刻)の文書番号
 武家…山鹿素行著『武家事紀』中巻(原書房、1982年復刻)の頁数
 茨城V…『茨城県史料』中世編V(茨城県、1994年)の頁数
 新潟7…『新潟県史』資料編7、近世2、中越編(新潟県、1981年)の文書番号
 関史…藤井治左衛門編『関ヶ原合戦史料集』(新人物往来社、1979年)の頁数
 柳川2…『柳川市史』史料編II(柳川市、2013年)の頁数
 愛知県…『愛知県史』資料編13、織豊3(愛知県、2011年)の文書番号
 岐阜1…『岐阜県史』史料編、古代・中世1(岐阜県、1969年)の頁数
 岐阜4…『岐阜県史』史料編、古代・中世4(岐阜県、1973年)の頁数
 福井6…『福井県史』資料編6、中・近世4(福井県、1987年)の頁数
 家康・中…中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会、1958年)の頁数
 三重…『三重県史』資料編、近世1(三重県、1993年)の頁数
 吉川1…『大日本古文書』(吉川家文書之1)(東京帝国大学、1925年)の文書番号
 中村…中村博司『慶長三～五年の大坂城普請について - 「三之丸築造」をめぐる諸問題 - 』(『ヒストリア』198号、大阪歴史学会、2006年)における
 取載史料の史料番号

九州…図録『関ヶ原合戦と九州の武将たち』(八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年)の文書番号
 松井2…『松井文庫所蔵古文書調査報告書』2(八代市立博物館未来の森ミュージアム、1997年)の文書番号
 石田…図録『石田三成 - 秀吉を支えた知の参謀 - 』(市立長浜城歴史博物館、1999年)の頁数
 徳島…図録『決戦関ヶ原 - 武将たちの闘い』(徳島市立徳島城博物館、2002年)の頁数

- 五大老…図録『特別展 五大老－豊臣政権の運命を託された男たち－』（大阪城天守閣、2003年）の文書番号
 大阪編年…『大阪編年史』3巻（大阪市立中央図書館、1967年）の頁数
 新福岡市・中1…『新修福岡市史』資料編、中世1、市内所在文書（福岡市、2010年）の頁数
 中川…『中川家文書』（神戸大学文学部日本史研究室編、臨川書店発行、1987年）の史料番号
 旧雑…『鹿兒島県史料・旧記雑録後編三』（鹿兒島県、1983年）の頁数
 郡上1…『郡上八幡町史』史料編1（八幡町、1985年）の頁数
 島津2…『大日本古文書』（島津家文書之二）（東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会発行、1953年）の文書番号
 佐賀2…『佐賀県近世史料』1編2巻〈勝茂公御年譜・勝茂公譜考補〉（佐賀県立図書館、1994年）の頁数
 綿考…細川護貞監修『綿考輯録』1巻（出水神社発行、汲古書院製作発売、1988年）の頁数
 細川…熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書』中世編（吉川弘文館、2010年）の文書番号
 秋田…『秋田県史』資料編、古代・中世編（秋田県、1979年復刻）の文書番号
 横手…『横手市史』史料編、古代・中世（横手市、2006年）の文書番号
 萩藩閣2…『萩藩閣録』2巻（山口県文書館、1968年）の頁数

【凡例②】

★…石田・毛利連合政権の政権中枢の関係者以外が発給した文書

- (注1) この文書は、これまでの研究史ではよく引用されてきたが、①原文書がなく写の文書しか伝存しない、②内容的に文章が短すぎる、③反家康として活発に動いていた安国寺惠瓊の動きについて全く触れていない、などの点から偽文書の可能性も視野に入れて検討すべきである。
- (注2) 三奉行が毛利輝元に上坂を要請し、豊臣秀頼の「御意」を得て、三奉行と毛利輝元で「大坂御仕置之儀」を遂行する、という図式（構図）は、石田・毛利連合政権のコア（核）になる部分を如実に物語っている、という点で重要である。
- (注3) 「秀頼様へ忠節を遂げるべきこと」を毛利輝元が大義名分にしている点も重要である。
- (注4) 島津2-1094号は8月15日としている。
- (注5) 宛所の記載に殿付はなく、「景勝」と呼び捨てになっている。
- (注6) 反家康の決起の中心メンバーは、毛利輝元・宇喜多秀家・三奉行（増田長盛・前田玄以・長東正家）・小西行長・大谷吉継・石田三成であることがわかる。島津義弘も積極的に参加しており、反家康の決起の中心メンバーの一人であることがわかる。反家康の決起と上杉景勝に味方することについて、石田三成から上杉景勝に出した書状が存在したことがわかる（ただし、この上杉景勝宛の石田三成書状は伝存していない）。
- (注7) 宛所が徳川家康になっていることは、「内府連之条々」を家康に対して直接送り付けた、ということの意味しており注目される。
- (注8) この記載内容から、反家康の決起についてはその理由が明確になる。また、「年寄衆」=三奉行ということがわかり、「奉行」=五大老、「年寄」=五奉行ということもわかる。この前田利長宛二大老連署状は、「武家事紀」収載（武家-663頁）のもので「去年以来」と記されているが、「加能越古文叢」収載（大阪編年-100～101頁）のものでは「去々年以来」と記されている。また、「武家事紀」収載のものは7月17日付となっているが、「加能越古文叢」収載のものは7月27日付となっている。
- (注9) 7月27日の時点で、石田三成は近江佐和山にいたことがわかる。
- (注10) この二大老連署状で「天下之儀」について言及し、「公儀」として軍勢動員・上洛を命じている点は注目される。玉葉・兵糧等は「公儀」から支給される、とし

- ているのは石田・毛利連合軍が公儀の軍（公儀軍）であることを明確に示している。そして、石田・毛利連合政権＝公儀であることを明確に示している。
- (注11) この連署状に石田三成が署名しているということは、この時点（8月朔日）で石田三成は大坂にいたことになる。この連署状は二大老・四奉行が署名しており、最も整った（完成された）石田・毛利連合政権の執行部メンバーと言えよう。そして、この時点（8月朔日）で二大老・四奉行全員が大坂城に集結していたことがわかる。
- (注12) 郡上1-39頁では「五奉行衆」と記載されているが、郡上1-51頁では「御奉行衆」と記載されている。いずれにせよ、織田秀信（岐阜城主）が遠藤藤直直の働きを石田・毛利連合政権へ報告すること、織田秀信が公儀である石田・毛利連合政権について戦っていた、という認識（つまり、石田・毛利連合政権と織田秀信はつながっていたということ）であったことがわかる。
- (注13) 細川藤孝は8月2日の時点で降伏が近い状態であることがわかる。なお、細川-111号は、草案であるため、後半の文が欠損しており、日付、署名、宛所の記載もない。御から受けていたことがわかる。なお、細川-111号は、草案であるため、後半の文が欠損しており、日付、署名、宛所の記載もない。
- (注14) 伏見城の落城は8月1日である。
- (注15) 真田-54号では、連署者の中に前田玄以の名前はないが、布谷陽子氏の調査により、これは活字化の段階で前田玄以の名前が欠落したものであり、真田宝物館蔵の原史料には前田玄以の名前が載っていることが確認された（布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」、『史叢』77号、日本大学史学会、2007年）。この連署状に石田三成が署名しているということは、この時点（8月2日）で石田三成は大坂にいたことになる。
- (注16) 二大老と四奉行が、同日付（8月4日）で別々に連署状を出している点に注意すること。二大老の連署状より四奉行の連署状の方が内容が詳しいことから、四奉行の連署状は二大老の連署状の副状的な性格であったと考えられる。この連署状に石田三成が署名しているということは、この時点（8月4日）で石田三成は大坂にいたことになる。二大老は大坂にいたこととなる。また、この時点（8月4日）で石田三成は正式に奉行に復帰していたことが確認できる。二大老の連署状では「年寄衆」より申し入られる、と記されているので、「年寄衆」＝四奉行ということがわかる。
- (注17) この時点（8月5日）で、二大老が2名の大名（鍋島勝茂・毛利勝永）に対して、豊臣秀頼から知行宛行があったことを下達していることは注目される。このことは、石田・毛利連合政権が公儀であったことの証左になるとともに、四奉行ではなく二大老に知行宛行があったことを下達する権限があったことを示している。このことは二大老と四奉行の役割分担を考えるうえで重要である。なお、佐賀2-20頁では、年月日について「慶長（「五年」脱カ）八月五日」と記されている。
- (注18) 8月6日の時点で、石田三成は佐和山にいたことがわかる。
- (注19) 宇喜多秀家は8月15日に1万人で出陣した（『義演准后日記』2、続群書類従完成会、1984年、209頁）。
- (注20) 歴代1-114号、歴代5-1453号は、8月10日付佐竹義宣宛石田三成書状（茨城V-92号、愛知県-939号）と同文なので、日付は8月7日ではなく8月10日が正しいと考えられる。
- (注21) 8月8日に石田三成は尾張方面へ出陣したことがわかる。
- (注22) 8月10日の時点で、石田三成は美濃大垣城にいたことがわかる。
- (注23) この時点（8月15日）で、毛利輝元は家康の西上を予想し、一戦をおこなう覚悟であったことがわかる。東国では佐竹義宣だけでなく、最上義光も上杉景勝に味方しているため、家康の西上が遅れている、という点は注目される。
- (注24) 前掲・布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」（172頁）では「現在、この書状は真田宝物館に所蔵されているが、それは二大老・四奉行のものには渡らず、真田家に留まったまま関ヶ原合戦が終結してしまっただけの可能性があると指摘されている。
- (注25) 大坂城に在城していた増田長盛は、当時の敵（家康方の軍勢）の動向を正確に把握していたことがわかる。
- (注26) 三重-309頁の解説では、この禁制を出した安国寺惠瓊と長束正家について「伊勢掠本（現芸濃町）に陣し、8月24日に安濃津城を攻めている。その折に両者が連署して禁制を下している。」と記されている。

(注27) この石田三成書状は、原文書がなく写の文書しか存在しないことや、内容的に見て疑義があることから偽文書の可能性も視野に入れて検討すべきである。

(注28) 関史-352～353頁では、「大津城三丸・二丸」が「大津城三丸」、「今朝一番」が「今朝一番」になっている。

(注29) 秀頼のことを「秀頼様」ではなく「秀頼公」と記している点は異例であり他に類例がないことや（偽文書は除く）、秀頼が15才になるまで、小早川秀秋を関白職につけて天下まで譲渡すると記している点は荒唐無稽であることから、この文書は偽文書の可能性が高い。

表2
毛利輝元、石田三成など主要人物の所在場所（居所）に関する表（慶長5年5月29日～同年9月15日）

	毛利輝元 (大老)	宇喜多秀家 (大老)	石田三成 (奉行)	増田長盛 (奉行)	長東正家 (奉行)	前田玄以 (奉行)	大谷吉継	島津義弘	安国寺惠瓊	小西行長	徳川家康
5月29日	※細川幽斎が出陣（上杉討伐か？）用意のため帰国する。 N										
6月8日	帰国により 大坂城不在 N	帰国により 大坂城不在 N		大坂城 N	大坂城 N	大坂城 N					大坂城 N
6月11日	在国 N	在国 N									
6月15日				大坂城 3BR	大坂城 3BR	大坂城 3BR					
6月16日											大坂城から 出陣して伏 見着 N
6月16日	※家康が上杉討伐のため大坂城より出陣して伏見城に着いた。伊達政宗も3000人ばかりで出陣。 N										
6月17日				大坂城 T							伏見 N
6月18日				豊国社 (京都) N		豊国社 (京都) N					
6月19日						伏見 N					
6月25日				大坂城 3BR	大坂城 3BR	大坂城 3BR					

7月18日		豊国社 (京都) N											
7月19日	※毛利輝元が6万の軍勢にて大坂城へ籠った。 N												
7月20日							大坂城か? T						
7月22日	※宇喜多秀家の軍勢が伏見（城攻めの包囲攻撃中の陣）へ詰めることが完了した。 N ※小早川秀秋・大谷吉継・宇喜多秀家等の軍勢、及び、毛利家の軍勢が大坂から伏見・近江路へ進んだ。 N ※夕方、小早川秀秋が伏見城攻めの衆として着いた。 N												
7月23日	大坂城 T N	豊国社 (京都) N	大坂城 N	大坂城 N			大坂城 N						
7月24日	※毛利輝元が瀬田橋に城を用意した。 N												
7月25日	※毛利秀元が数万で近江へ進發した。 N												
7月26日			大坂城 3BR	大坂城 3BR	大坂城 3BR		大坂城 3BR						
7月26日	※（毛利輝元が築城した）瀬田城が完成した。 N												
7月27日			佐和山 (近江) T										
7月27日	※横嶋にも（毛利輝元によって？）城が完成した、という風聞である。 N												

7月29日	大坂城 1 T 3 BR T	伏見か？ T	伏見 T ^(註2)	大坂城 1 T 3 BR 3 BR	大坂城 1 T 3 BR 3 BR	大坂城 1 T 3 BR 3 BR					
7月30日 (=晦日)							大坂城か？ T				
8月1日	大坂城 2 T 4 BR 2 TR	大坂城 2 T 4 BR 2 TR	大坂城 2 T 4 BR	大坂城 2 T 4 BR 2 BR T	大坂城 2 T 4 BR 2 BR	大坂城 2 T 4 BR					
8月1日	※伏見城が落城した。寄手勢3000人程が負傷した。 N										
	※(伏見城を攻め落としたあと?) 島津義弘・宇喜多秀家等は大坂へ行った。石田三成は一昨日(7月29日)に大坂へ行った、という風聞である。 N										
8月1日		大坂 N								大坂 N	
8月2日	大坂城 2 T 4 BR	大坂城 2 T 4 BR	大坂城 2 T 4 BR	大坂城 2 T 4 BR 3 BR	大坂城 2 T 4 BR 3 BR	大坂城 2 T 4 BR					
8月2日	※伊賀上野城(筒井定次の居城)を(上杉討伐のため関東に下向した)定次の留守中に増田長盛が受け取った。 N										
8月4日	大坂城 2 TR	大坂城 2 TR	大坂城 4 BR	大坂城 4 BR	大坂城 4 BR	大坂城 4 BR				伏見 N	
8月4日	※近日、出陣衆(上杉討伐に出陣した上方の大名という意味か?)は帰ってくる。 N ※家康の上洛は、なかなかし難い旨の風聞がある。 N										

8月5日	大坂城 2 T R	大坂城 2 T R	場所不明 (佐和山か?) T 佐和山 (近江) (これから出陣) N	伊勢へ出陣 N				尾張へ出陣 N	
8月5日	※安国寺惠瓊が尾張へ1000人ばかりで出陣した。長束正家は伊勢口へ出陣した。石田三成は佐和山城へ行った。そしてこれから(三成は)出陣する。 N								
8月6日			佐和山 (近江) T						
8月8日			尾張方面へ 出陣 T	伊勢へ出陣 T (HE3)				伊勢へ出陣 T (HE3)	
8月8日	※前田利長が大聖寺城を攻撃して落城し、城主の山口正弘は自害した。 N								
8月10日	大坂城 T		大垣城 (美濃) T	大坂 T	伊勢へ出陣 T			佐和山 (近江) T	伊勢へ出陣 T
8月10日	※諸大名衆が出陣する。京極高次(大津城主)は北国の堅田まで行く。 N								
8月11日	大坂城 N			大坂城 N				大坂城 N	
8月11日	※大坂にいた蜂須賀家政は逼塞になった。(そのため) 蜂須賀家の家臣の頭共が、秀頼様の馬廻になって北国へ出陣した。 N								
8月12日	大坂城 N			大坂城 N				大坂城 N	

8月13日			大垣城か? (美濃) K																	
8月14日				大坂城 T																
8月15日	大坂城 T	出陣して醍醐(山城)を通る N									佐和山 (近江) T ^(註4)									
8月15日	※宇喜多秀家が1万人で出陣し、当所(醍醐)を通った。 N																			
8月17日											垂井(美濃) へ着陣 T ^(註5)									
8月17日	※伊勢へ8万騎が出陣し、北国へ3万余が出陣した。 N																			
8月19日		草津方面 (近江) T ^(註6)																		
8月19日	※宇喜多秀家は伏見城落城(8月1日)のあとは大坂へ下り、この頃(8月19日頃)は草津方面に出て在陣していた。 T ^(註6)																			
8月21日											垂井(美濃) T ^(註7)									
8月21日	※家康が8万騎を率いて上洛するという風聞がある。 N																			
8月25日	※岐阜(城)の合戦は負けた。 N																			
8月26日				大坂城 T															津(伊勢) K	

8月26日	※佐和山城へ石田三成が帰陣して退却した、ということである。 N									
8月27日	大垣城 (美濃) K	大垣城 (美濃) K						大垣城 (美濃) K		
8月27日	※伊勢安濃津城は降参し、城主（富田信高）は高野山へ行き、松坂城はそのまま佯言が済んだ。（よって、伊勢方面の毛利家の）軍勢は手明きになり、尾張方面へ遣わすことになった。 N									
9月1日	※佐和山方面へ東国衆（家康方の諸将）が来て所々に放火した、とのことである。 N									
9月3日	※丹後の細川幽斎は城（田辺城）を近日、（豊臣公儀の軍に）渡す予定である。 N									
9月3日	※大津城へ（城主である）京極高次が（帰って）来て、毎日、合戦をおこなっている。 N									
9月5日	大垣城 (美濃) K	大垣城 (美濃) K						大垣城 (美濃) K		
9月7日								大垣城 (美濃) T ^(注8)		
9月7日	※毛利元康が大津城攻めに出陣した。 N									
9月9日		大垣城 (美濃) K						大垣城 (美濃) K		
9月12日	※大津城が落城し、城主の京極高次は和睦に応じた ^(注9) 。 N									
9月13日	大坂城 I T I B R		大坂城 I T I B R					大坂城 N		

9月15日	大坂城	関ヶ原 (山中)	関ヶ原 (山中)	南宮山	大坂城か?	関ヶ原で討死	関ヶ原 (山中)	南宮山	関ヶ原 (山中)	関ヶ原
9月15日	※関ヶ原の戦い(本戦)があり、家康方が勝利した。 ※大津城を毛利元康が受け取った。 N									

【凡例】

2 T R …二大老連署状 → 本稿の表1(石田・毛利連合政権の発給書状についての時系列データベース)を参照。

2 T 4 B R …二大老四奉行連署状 → 同上

1 T 3 B R …一大老三奉行連署状 → 同上

1 T 1 B R …一大老一奉行連署状 → 同上

2 B R …二奉行連署状 → 同上

3 B R …三奉行連署状 → 同上

4 B R …四奉行連署状 → 同上

T …単独書状 → 同上

K …禁制 → 同上

N …日記等 → 拙稿「在京公家・僧侶などの日記における関ヶ原の戦い関係等の記載について(その2)」(『史学論叢』46号、別府大学史学研究会、2016年)の表(時系列データベース)を参照。

(注1) 毛利輝元が大坂城に入城した日付については、一次史料では7月17日説(「去十七日ニ西丸内府留守居、理にて出し、輝元被移候事」,「7月30日付真田昌幸・真田信繁宛大谷吉継書状」、米山一政編『真田家文書』上巻、長野市、1981年発行、2005年改訂、52号文書)と7月19日説(「七月十九日ニ毛利殿様、大坂城被成御入城候」、慶長5年8月朔日付下備後守他1名宛下二介書状」,『山口県史』史料編、中世4、山口県、2008年、878頁)がある。しかし、7月17日付で二大老(毛利輝元・宇喜多秀家)が前田利長に対して、反家康の立場を明確にした内容の連署状を出している(DB…7月17日)、7月17日に毛利輝元と宇喜多秀家が大坂城に在城していたことは明らかである。よって、毛利輝元の大坂城入城の日付については7月17日説が正しい、と考えられる。

(注2) 「慶長5年」7月29日付真田昌幸宇喜多秀家書状(前掲・米山一政編『真田家文書』上巻、49号文書)に副状発給者として石田三成の名前が見えるので、宇喜多秀家と行動を共にしていたと考えられる。なお、宇喜多秀家と毛利輝元は7月29日付で真田昌幸に対して別々に書状を出しており、毛利輝元書状(前掲・米山一政編『真田家文書』上巻、50号文書)には副状発給者として「年寄衆」(三奉行)の記載があるので、7月29日の時点で毛利輝元と三奉行は大坂城に在城していたと考えられる。石田三成は7月29日は伏見にいたので(前掲・米山一政編『真田家文書』上巻、51号文書)、石田三成と行動を共にしていたと考えられる。宇喜多秀家も7月29日は伏見にいた可能性が高い。

(注3) 「慶長5年」8月10日付佐竹義宣宛石田三成書状(『茨城県史料』中世編V、茨城県、1994年、92号文書〔466頁〕。『愛知県史』資料編13、織豊3、愛知県、2011年、939号文書)には、仕置のため毛利輝元の人數(軍勢)1万余が、まず(或いは、先に)吉川広家・安国寺恵璋・長正家の同道にて勢州(伊勢)へ一昨日(8月8日)に出陣した。毛利輝元は浜松迎りへ出陣し、家康が上着した時には、(輝元が)3万を召し連れて出馬することに決まった。そのほか、伊勢へ向った人數(軍勢)

が鈴鹿を越すと、次々に（軍勢を）送り出す（予定）、と記されている。

- (注4) 「慶長5年」8月16日付島津忠恒宛島津義弘書状」(『鹿兒島県史料・旧記雑録後編三』、鹿兒島県、1983年、564頁)。
 (注5) 「(慶長5年)8月19日付島津忠恒宛島津義弘書状」(前掲『鹿兒島県史料・旧記雑録後編三』、565頁。前掲『愛知県史』資料編13、織豊3、960号文書)。島津義弘は「御奉行中」の「御下知」により垂井(美濃)に着陣した(「(慶長5年)8月20日付本田正親宛島津義弘書状」、前掲『鹿兒島県史料・旧記雑録後編三』、567頁。前掲『愛知県史』資料編13、織豊3、962号文書)。
 (注6) 「(慶長5年)8月19日付戸川達安宛明石守重書状」(前掲『愛知県史』資料編13、織豊3、958号文書)。
 (注7) 「(慶長5年)8月21日付吉田清孝宛島津義弘書状」(前掲『鹿兒島県史料・旧記雑録後編三』、568頁)。
 (注8) 「(慶長5年)9月7日付島津忠恒宛島津義弘書状」(前掲『鹿兒島県史料・旧記雑録後編三』、574頁)。
 (注9) 大津城の落城の日については、史料(日記)により、9月12日説、同月13日説、同月14日説がある。この点については、拙稿「在京公家・僧侶などの日記における関ヶ原の戦い関係等の記載について(その2)」(前掲『史学論叢』46号)の表(時系列データベース)を参照されたい。

※大谷吉継については、『舜旧記』第一(統群書類従完成会、1970年、238～239頁)の慶長5年8月18日条に「刑部少輔、樂人、如常奏之」という記載がある。しかし、(豊国社へ)「社参」とは記されていないので、この日(8月18日)、大谷吉継が豊国社へ社参したのではなく、大谷吉継の代理による代参と考えられるため、8月18日のこの点については、上表では検討対象から除外した。ちなみに、同日、豊国社へ社参した北政所については、前掲『舜旧記』第一(8月18日条)には「社参」と明記されている。

※徳川家康の居所については、相田文三「徳川家康の居所と行動」(藤井謙治編『織豊期主要人物居所集成』、思文閣出版、2011年)によれば、6月16日…上杉討伐のため大坂を發して伏見着、6月18日…江戸へ向けて伏見発、7月2日…江戸着、7月21日…会津へ向けて江戸発、7月24日…小山着、8月5日…小山より江戸着、9月1日…江戸発、9月13日…岐阜着、9月14日…赤坂で先発の諸将と合流、9月15日…関ヶ原の戦い、という日付と居所がわかる。

表 3
 二大老・四奉行の役割分担

	二大老 (毛利輝元・宇喜多秀家)	四奉行 (石田三成・長束正家・増田長盛・前田玄以)
大名の改易権の行使	改易を発令する ^(注1)	改易についてその詳細を伝達する ^(注2)
諸大名への勧誘工作	他の大老、国持大名クラスへの勧誘工作をおこなう ^(注3)	諸大名に対する勧誘工作をおこなう ^(注4)
豊臣公儀の意向表明	豊臣公儀の意向（豊臣秀頼への忠節を命じる）を表明	豊臣公儀の意向（豊臣秀頼への忠節を命じる）表明についてその詳細を伝達する
部将への論功行賞	軍功のあった部将に対して論功行賞をおこない、豊臣秀頼から知行宛行があったことを下達する	軍功のあった部将に対して、その軍功を褒賞する ^(注5)
軍令の発令	軍令の発令については二大老と四奉行のフルメンバーで連署して発令する（豊臣秀頼の命を受ける形で軍令を発令する）	同 左
遠国大名の身上保証	遠国の大名に対してその身上を保証することについては二大老と四奉行のフルメンバーで連署して発令する	同 左

(注1) 布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」(『史叢』77号、日本大学史学会、2007年)では軍令を発令する事例として取り上げていたが、本稿での検討により、大名の改易権の行使に改めた。

(注2) (注1)に同じ。

(注3) 前掲・布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」では同じ大老の前田利長に対する勧誘工作をおこなう、としているが、本稿では、国持大名クラス（島津家）に対する勧誘工作という点も加えた。

(注4) 前掲・布谷陽子「関ヶ原合戦と二大老・四奉行」による。

(注5) この事例は四奉行ではなく三奉行（長束正家・増田長盛・前田玄以）である。